

【所管事項説明】

13 「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」について

1 骨子案の検討状況について

(1) 計画の策定にあたって（別冊4 P1）

少子化の動向や子ども・子育てを取り巻く環境とともに、計画の位置づけを記載します。

【一体化する関連計画】（別添1）

- ・少子化対策計画
- ・次世代育成支援行動計画
- ・子ども・子育て支援事業支援計画
- ・ひとり親家庭等自立促進計画

(2) 計画のめざすべき社会像等（別冊4 P3）

計画のめざすべき社会像は概ね10年後の社会像をイメージし、「結婚・妊娠・子育てなどの希望が叶い、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」としています。

(3) 計画推進の原則（別冊4 P3）

めざすべき社会像の実現に取り組むうえでの前提や約束事について、三重県子ども条例の基本理念等をふまえて、以下の5つを「計画推進の原則」として掲げています。

- ① 子どもの最善の利益を尊重する
- ② 家族形成は当事者の判断が最優先される
- ③ 人や企業、地域社会の意識を変える
- ④ 家族の特性に応じてきめ細かに支援する
- ⑤ 子どもの育ち、子育て家庭を地域社会で支える

(4) 計画目標と進行管理（別冊4 P4）

めざすべき社会像は概ね10年程度を目指にめざすこととしていますが、取組の進捗状況や達成度合いを県民の皆さんに「見える化」し、PDCAサイクルを回すため、計画期間を平成27年度から31年度までの5年間とした上で、以下のような目標等を設定し、進行管理を行います。

① 総合目標（仮称）

計画全体を包含するような目標として、めざすべき社会像をふまえ設定。

② 重点目標等（仮称）

重点的な取組などの進行管理を行うために設定。

③ モニタリング指標（仮称）

目標値は設定しないものの、対策を進める上でフォローが必要な指標として整理。

(5) ライフステージ毎の取組方向（別冊4 P5）

めざすべき社会像の実現に向けて、以下のとおり、ライフステージ毎に切れ目のない支援が必要です。

- ① 子ども・思春期
- ② 若者／結婚
- ③ 妊娠・出産
- ④ 子育て
- ⑤ 働き方
- ⑥ 県民の意識の高まり、環境の整備等

(6) 重点的な取組（別冊4 P21）

ライフステージ毎に洗い出した課題のうち、解決を図る必要性と優先度が高く、中長期的な展望のもとに、今後5年間で集中的に取り組む内容を「重点的な取組」として位置づけ、数値目標を設定し、進行管理を行います。

重点的な取組は、現在のところ以下の14項目を想定しています。

- ① ライフプラン教育の推進
- ② 若者の雇用対策
- ③ 出逢いの支援
- ④ 子育て期女性の就労に関する支援
- ⑤ 企業による子育ての両立に向けた取組の支援
- ⑥ 男性の育児参画の推進
- ⑦ 家族を支える取組支援
- ⑧ 産前・産後ケアの充実
- ⑨ 不妊で悩む家族への支援
- ⑩ 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援
- ⑪ 子どもの貧困対策
- ⑫ 児童虐待の防止
- ⑬ 社会的養護の推進
- ⑭ 発達支援が必要な子どもへの対応

(7) 計画を推進するために

関係機関等と連携した取組を推進する体制や府内における検討体制（三重県少子化対策総合推進本部）、計画の進行管理の考え方等について記載する予定です。

2 これまでの検討状況について

(1) 三重県少子化対策推進県民会議

平成 26 年 7 月 18 日に第 1 回の会議を開催しました。

会議では、計画の必要性を説明するとともに、各委員から少子化対策を中心に、意見を伺いました。

具体的な計画案を策定するため、当会議に「計画策定部会」を設置することになりました。

(2) 計画策定部会

①第 1 回（7 月 28 日）

計画の構成案、政策目標のあり方（めざすべき社会像、計画推進の原則、計画に関する目標のあり方）について、検討しました。

②第 2 回（8 月 26 日）

計画の骨子案（たたき台）をもとに、ライフステージ毎の取組方向や重点的な取組について検討しました。

③第 3 回（9 月 17 日）

計画の骨子案について検討しました。

(3) 子ども・子育て支援事業支援計画の検討（別添 2、3）

①第 3 回子ども・子育て会議（7 月 9 日）

子ども・子育て支援事業支援計画の構成案について意見を伺い、「幼稚園教諭・保育士等の確保および資質の向上」について検討しました。

②第 4 回子ども・子育て会議（9 月 11 日）

市町の暫定数により積み上げた「教育・保育の量の見込み」、「区域の設定」「教育・保育情報の公表」等について検討しました。

(4) ひとり親家庭等自立促進計画の検討（別添 4）

第 1 回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（9 月 2 日）

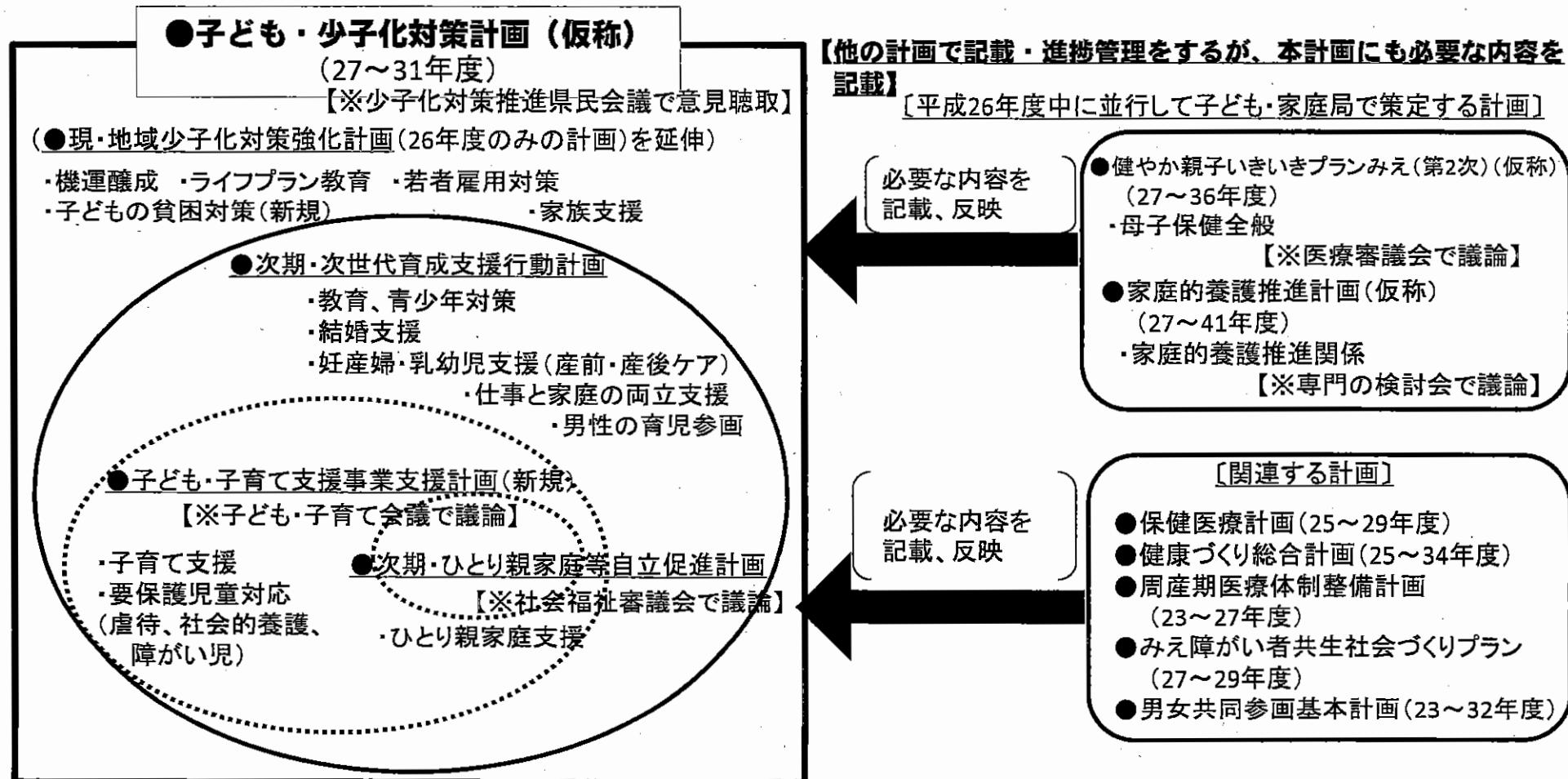
ひとり親家庭等自立促進計画の趣旨、ひとり親家庭等を取り巻く環境と実態調査の実施結果および次期計画の考え方について説明し、意見交換をしました。

3 今後の予定

中間案策定に向けて、計画策定部会で引き続き検討を行い、第2回県民会議で中間案について検討する予定です。

- | | |
|-------------|----------------------------------------------------|
| 10月 | 第4回計画策定部会 |
| 11月 | 第5回子ども・子育て会議
社会福祉審議会児童福祉専門分科会
第2回少子化対策推進県民会議 |
| 12月 | 中間案を健康福祉病院常任委員会で説明 |
| 12月～平成27年1月 | パブリックコメントの実施 |
| 1月 | 第5回計画策定部会 |
| 2月 | 第6回子ども・子育て会議
社会福祉審議会児童福祉専門分科会
第3回少子化対策推進県民会議 |
| 3月 | 最終案を健康福祉病院常任委員会で説明 |

子ども・少子化対策計画（仮称）のイメージ



【※関連事項だが本計画では具体的な内容を記載せず、他の計画等で記載・進捗管理】

【関連する計画等】

- 教育ビジョン
- 食育推進計画
- 住生活基本計画
- UDのまちづくり推進計画
- 道路整備方針
- 交通安全計画
- 犯罪被害防止対策
- 人権が尊重される三重をつくる行動プラン
- 地域防災計画
- 環境基本計画

「9/11第4回子ども・子育て会議資料を一部修正」

項目1 「区域の設定に関する事項」について

1. 区域の設定に関する事項

(1) 定義

- 教育・保育の量の見込み、確保方策を定める単位

※教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。

(2) 区域の設定に際して留意すべき事項

- 市町の定める区域を勘案して、幼稚園・保育所の広域利用等の実態に即して設定する必要があります。
- 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、広域利用の実態が異なる場合には、認定区分や地域子ども・子育て支援事業ごとに、実態に即した設定とすることができます。

2 区域設定（事務局案）

	広域利用、認可の実態	区域設定(案)	考え方
1号認定 (3~5歳・教育)	幼稚園（特に私立）は、市町域を超えた広域利用が広く行われている。	8区域 (次頁※参考)	私学審議会の地区割り（※）とともに、生活圏域の実態等を考慮して設定。 ※桑名地区、四日市地区、鈴鹿地区、津地区、伊勢地区、伊賀地区
2号認定 (3~5歳・保育)	保育所においても広域利用は行われているが、全体の利用児童数に占める広域利用児童数の割合は低い。 ※H25.10.1現在 約0.9%	29区域 (市町ごと)	保育所の利用実態を考慮して設定。
3号認定 (0~2歳・保育)	地域子ども・子育て支援事業における広域利用は少ない。	29区域 (市町ごと)	地域・子ども子育て支援事業の利用実態を考慮して設定。
地域子ども・子育て支援事業	地域子ども・子育て支援事業における広域利用は少ない。	29区域 (市町ごと)	地域・子ども子育て支援事業の利用実態を考慮して設定。

※事務局案について、市町、保育関係団体、幼稚園関係団体に意見聴取をしたところ、特段の異論はありませんでした。

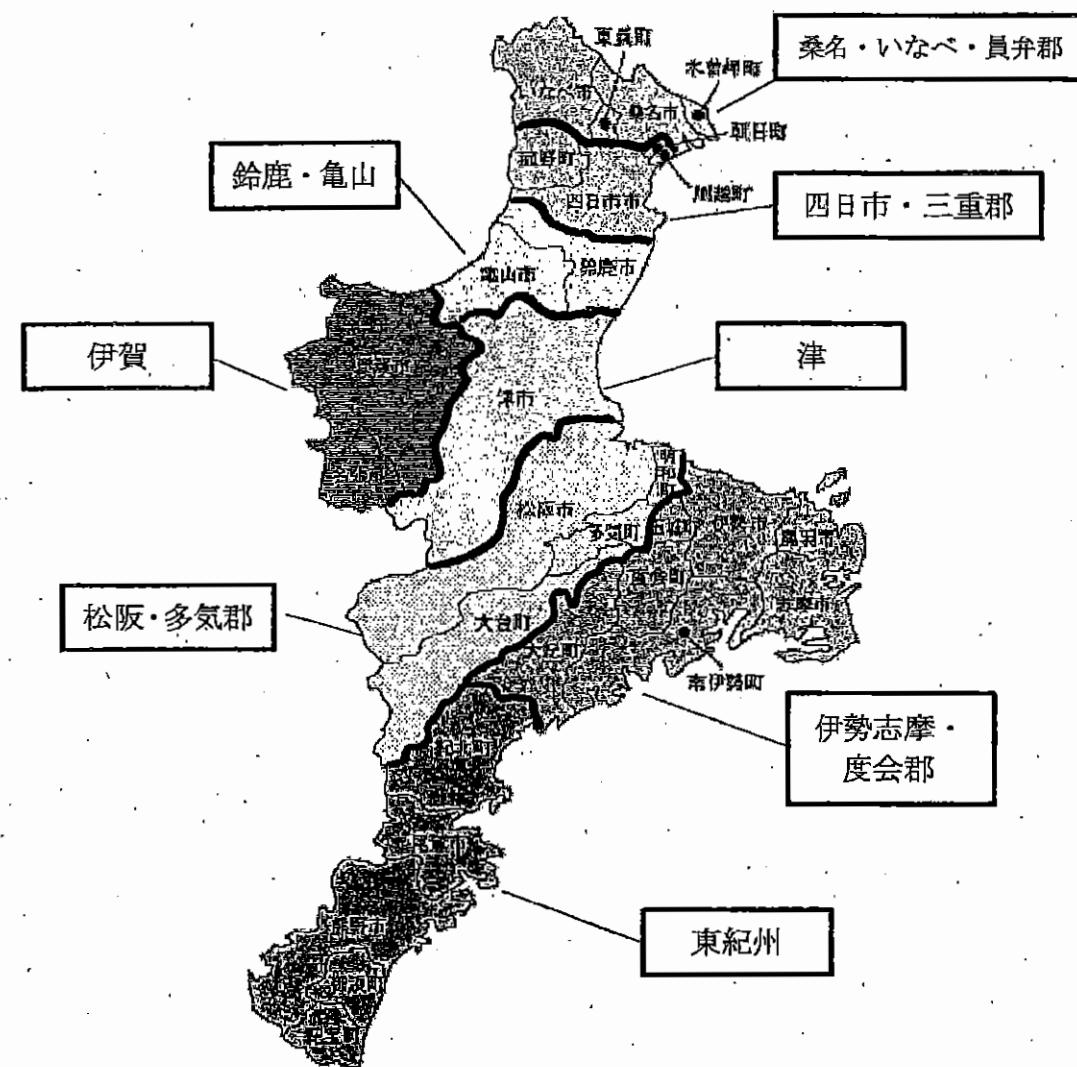
【参考】（追記）

子どもの認定区分		利用する施設等
1号の認定を受ける子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの（法第19条第1項第1号）	幼稚園、認定こども園
2号の認定を受ける子ども	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（法第19条第1項第2号）	保育所、認定こども園
3号の認定を受ける子ども	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（法第19条第1項第3号）	保育所、認定こども園、小規模保育等

※1号認定に係る区域一覧

区域名（案）	構成市町
桑名・いなべ・員弁郡	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市・三重郡	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿・亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪・多気郡	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩・度会郡	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

区域図



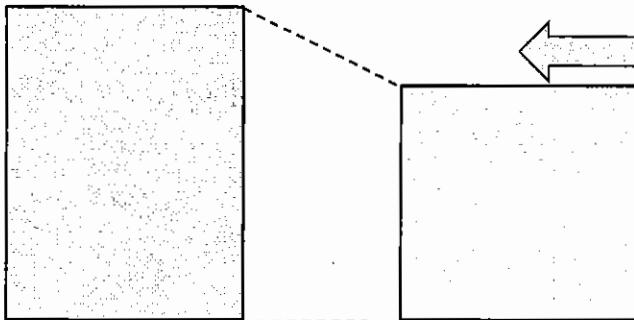
(参考資料)

県の認可・認定に係る需給調整の考え方 ①

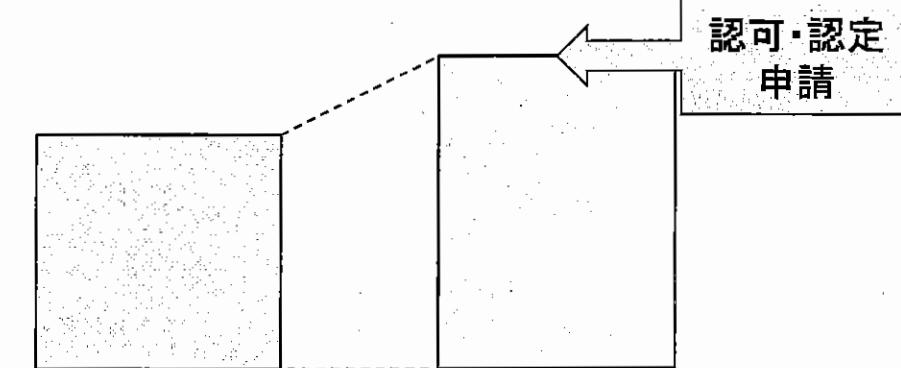
- 市町計画は、「現在の利用状況」や「今後の利用希望」をふまえ、「量の見込み」を設定し、区域内の利用定員(確保の状況)や量の見込みに不足する場合の整備目標を「確保方策」として設定します。
- 県計画は、市町計画の数値の積上げを基本に、広域調整を勘案し、県が設定する区域(県区域)ごとに、「量の見込み」と「確保方策」を設定します。
- 県は、県区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行います。
※ 地域型保育事業については、市町が市町計画に基づき同様に認可を行います。

 - 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)
 - 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

需要 > 供給 → 原則認可・認定



需要 < 供給 → 認可・認定しないことができる



需要(量の見込み)

供給(確保の状況)

供給(確保の状況)

(参考資料)

県の認可・認定に係る需給調整の考え方 ②

- 保育所・認定こども園の認可・認定は、計画上の需要と供給の状況に応じて以下のとおり行います。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) ⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) ⇒ 認可・認定を行わないことができる(=需給調整)

- 既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

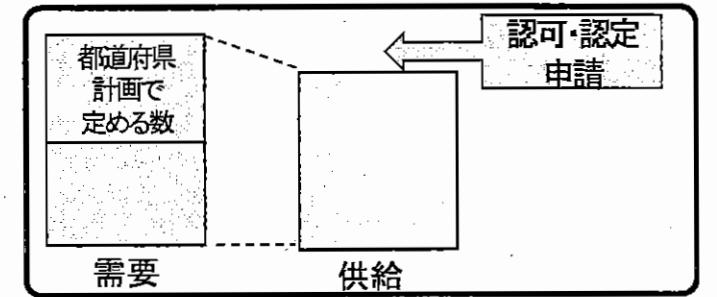
需要 + 「県計画で定める数」 > 供給

⇒ 原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)

※この「県計画で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を促進するため、

現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する意向等をふまえて設定します。

※設定にあたり、県子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性を確保します。



◎平成25年8月6日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

(別添)四 認可及び認定に係る需給調整 1基本的考え方(第三の二2(二)イ及び四2(二)(2)関係)

2 認定こども園への移行に係る需給調整の特例(第三の四2(二)(2)ウ関係)

○「都道府県計画で定める数」は、認定こども園への移行を促進するため、移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り認可・認定が行われるように設定することが基本であること。

具体的には、認定こども園・幼稚園・保育所等の利用状況や既存の幼稚園・保育所の認定こども園への移行の希望を把握し、これらの移行に関する意向等を踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論を経る等、透明化を図った上で設定すること。

◎平成25年12月18日付内閣府事務連絡(各都道府県・指定都市・中核市宛)

その趣旨は、認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらずに柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、認可・認定基準を満たす限り、認可・認定を行えるようにするというものです。(中略)

「都道府県計画で定める数」については、供給過剰地域においても認可・認定を可能とすること前提とするものであることから、当該数は、少なくとも「供給量 - 需要量」を上回る数を設定していただく必要があるものであり、当該上回る数については、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況や認定こども園への移行の希望などを踏まえ、地方版子ども・子育て会議における議論等を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた具体的な数を設定していただくことになることにご留意ください。

「9/11第4回子ども・子育て会議資料」

市町における「量の見込み」のとりまとめ結果について

1. 量の見込みの算出方法について

国が作成した『量の見込み』の算出等のための手引きに基づき、全国共通の項目について「量の見込み」を算出します。

(1) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業	
教育・保育	1号認定（幼稚園・認定こども園）
	2号認定（共働き・幼稚園利用）
	2号認定（保育所・認定こども園）
	3号認定 (保育所・認定こども園・地域型保育給付)
地域子ども・ 子育て支援事業	延長保育事業
	放課後児童健全育成事業
	子育て短期支援事業（ショートステイ）
	地域子育て支援拠点事業
	一時預かり事業
	病児保育事業
	ファミリー・サポート・センター事業
	利用者支援事業
	※教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みを勘案して設定。
	乳児家庭全戸訪問事業（推計）
	養育支援訪問事業（推計）
	妊婦健康診査（推計）

(2) 「量の見込み」の算出方法

$$\text{量の見込み} = \boxed{\text{①推計児童数}} \times \boxed{\text{②潜在的家庭類型割合}} \times \boxed{\text{③利用意向率}}$$

①推計児童数

平成27年度～31年度の年齢区分ごとの児童数を住民基本台帳人口から推計。

②潜在的家庭類型割合

調査結果（父母の有無、就労状況）から分類した家庭類型に就労意向を反映させ、潜在的な家庭類型の割合を算出。

③利用意向率

事業ごとに利用したいと回答した者の割合を算出。

2. 手引きに基づき算定した「量の見込み」と教育・保育等の現在の利用実態とのかい離について

ニーズ調査を集計した結果として得られた特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の必要量と利用実態をふまえた現場の感覚とにかい離が生じている場合があります。

国は、この場合、両者にかい離が生じた原因を分析し、市町子ども・子育て会議における議論を経て補正することは可能との見解（※）を示しています。

※平成26年4月17日開催地方自治体向け説明会資料2-3（「手引き」に関する主な質問と回答について）

3. 「量の見込み」の設定にあたっての補正について

市町における主な補正内容、考え方は別紙のとおりです。

4. 「量の見込み」のとりまとめ結果について

市町における「量の見込み」のとりまとめ結果は別紙2のとおりです。

ポイント

<教育・保育>

○教育ニーズ

- ※1号認定子ども【3～5歳】+2号認定子ども（教育ニーズ）【3～5歳】
・量の見込みは、平成27年度にピークをむかえ、以後、平成31年度まで減少していきます。

○保育ニーズ

- ※2号認定子ども（保育ニーズ）【3～5歳】+3号認定子ども【0～2歳】
・量の見込みは、平成27年度にピークをむかえ、以後、平成31年度まで減少していきます。

<地域子ども・子育て支援事業>

○以下の事業を除いて、量の見込みは、平成27年度にピークをむかえます。

- ・放課後児童健全育成事業（高学年）：平成28年度
- ・地域子育て支援拠点事業：平成28年度
- ・利用者支援事業：平成28年度～平成31年度
- ・養育支援訪問事業：平成30年度～平成31年度

(別紙)

「量の見込み」の設定にあたっての主な補正内容、考え方

項目	主な補正内容、考え方
1号認定	
2号認定 教育ニーズ	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てももらえる者がいる」場合
2号認定 保育ニーズ	○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・教育・保育事業の今後の利用意向で、「幼稚園」、「保育園」の両方を選択した場合、幼稚園の利用意向として「量の見込み」が算出されるため。
3号認定	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「育児休業を取得した者」(主に0歳) ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てももらえる者がいる」場合 ・事業の利用が見込まれない「現在は教育・保育を利用しておらず、子どもが△歳になつたら利用したい者」 ○国が「量の見込み」の手引きの補足として示した算出方法の例による ・1年を通して保育を利用する割合(7/12)を反映させる(0歳)
延長保育事業	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てももらえる者がいる」場合
放課後児童健全育成事業	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てももらえる者がいる」場合 ・利用希望日数が少ない(回答・数日程度)場合
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てももらえる者がいる」場合 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・泊りがけの預け先として「ショートステイを利用した」、「仕方なく留守番をさせた」と回答した数が極めて少なく、利用実態と著しくかい離していたため。
地域子育て支援拠点事業	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「保育園等の利用者」 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・利用希望者の利用希望がそのまま反映され、「量の見込み」が過大となるため。
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てももらえる者がいる」場合 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・2号認定(教育ニーズ)の子どもが通年で利用するという前提で量の見込みに反映されるため。
一時預かり事業(幼稚園在園児対象型を除く)、ファミリー・サポート・センター事業 (未就学児)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「日常的に子どもを見てももらえる者がいる」場合 ・事業の利用が見込まれない「保育園等の利用者」 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・利用希望者の利用希望がそのまま反映され、「量の見込み」が過大となるため。
病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	○集計から除外 ・事業の利用が見込まれない「緊急時に子どもを見てももらえる者がいる」場合 ○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・利用希望者の利用希望がそのまま反映され、「量の見込み」が過大となるため。
ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)	○適切な「量の見込み」が設定できないため利用実態等を勘案 ・放課後の時間を過ごさせたい場所をして「ファミリー・サポート・センター」を選択した数は極めて少なく、利用実態と著しくかい離していたため。

I. 教育・保育の量の見込み区域別集計表(平成26年9月時点・暫定値)

(1)教育ニーズ:1号認定子ども【3歳~5歳】+2号認定子ども(教育ニーズ)【3歳~5歳】

最高値

別紙2

区域名	教育・保育の現状						量の見込み																		
	施設数【箇所】※休所除く 幼稚園:H26. 5. 1現在 保育所:H26. 4. 1現在			利用児童数【人】 幼稚園:H26. 5. 1現在 保育所:H26. 4. 1現在			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度						
	幼稚園	保育所	合計	幼稚園	保育所	合計	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計	1号認定	2号認定 (教育ニーズ)	合計													
県集計	223	424	647	19,224	38,692	57,916	16,906	3,911	20,817	16,647	3,877	20,524	16,322	3,811	20,133	16,100	3,775	19,875	15,943	3,737	19,680				
桑名・いなべ・員弁郡 桑名市、いなべ市 木曽岬町、東員町	32	48	80	2,170	4,786	6,956	2,141	392	2,533	2,026	376	2,402	1,916	359	2,275	1,813	342	2,155	1,762	334	2,096				
四日市・三重郡 四日市市、菰野町 朝日町、川越町	44	64	108	5,304	6,333	11,637	4,645	1,500	6,145	4,634	1,503	6,137	4,564	1,480	6,044	4,562	1,481	6,043	4,543	1,468	6,011				
鈴鹿・龜山 鈴鹿市、龜山市	31	54	85	3,173	5,584	8,757	2,668	484	3,152	2,625	480	3,105	2,596	472	3,068	2,568	466	3,034	2,578	466	3,044				
津 津市	48	56	104	3,427	5,769	9,196	2,924	578	3,502	2,913	575	3,488	2,834	560	3,394	2,807	554	3,361	2,766	546	3,312				
松阪・多気郡 松阪市、多気町 明和町、大台町	26	48	74	1,802	5,405	7,207	1,575	412	1,987	1,551	407	1,958	1,549	404	1,953	1,546	407	1,953	1,530	402	1,932				
伊勢志摩・度会郡 伊勢市、鳥羽市 志摩市、玉城町 度会町、大紀町 南伊勢町	26	75	101	1,834	5,255	7,089	1,506	196	1,702	1,470	191	1,661	1,455	192	1,647	1,410	186	1,596	1,387	185	1,572				
伊賀 名張市、伊賀市	9	48	57	1,334	3,905	5,239	1,275	294	1,569	1,258	290	1,548	1,245	289	1,534	1,231	287	1,518	1,218	286	1,504				
東紀州 尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町 紀宝町	7	31	38	180	1,655	1,835	172	55	227	170	55	225	163	55	218	163	52	215	159	50	209				

*認定こども園に係る施設数・利用児童数については、幼稚園・保育所に含む。

*県集計には、「量の見込み」の集計中であるいなべ市分、木曽岬町分が含まれていません。

I. 教育・保育の量の見込み区域別集計表(平成26年9月時点・暫定値)

(2)保育ニーズ:2号認定子ども(保育ニーズ)【3~5歳】+3号認定子ども【0~2歳】

最高値

市町名	教育・保育の現状						量の見込み														
	施設数【箇所】※休所除く 幼稚園:H26.5.1現在 保育所:H26.4.1現在			利用児童数【人】 幼稚園:H26.5.1現在 保育所:H26.4.1現在			平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	幼稚園	保育所	合計	幼稚園	保育所	合計	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定	合計												
県集計	223	424	647	19,224	38,692	57,916	22,674	16,099	38,773	22,284	15,994	38,278	21,874	15,864	37,738	21,557	15,710	37,267	21,382	15,582	36,964
津市	48	56	104	3,427	5,769	9,196	3,455	2,769	6,224	3,441	2,730	6,171	3,348	2,692	6,040	3,317	2,656	5,973	3,269	2,620	5,889
四日市市	37	51	88	4,331	4,964	9,295	2,959	3,500	6,459	2,961	3,458	6,419	2,924	3,425	6,349	2,916	3,393	6,309	2,882	3,361	6,243
伊勢市	17	31	48	1,399	2,683	4,082	1,795	995	2,790	1,775	1,015	2,790	1,790	1,040	2,830	1,755	1,060	2,815	1,750	1,080	2,830
松阪市	22	35	57	1,580	4,165	5,745	2,312	1,489	3,801	2,251	1,480	3,731	2,248	1,462	3,710	2,230	1,446	3,676	2,216	1,431	3,647
桑名市	24	26	50	1,717	2,847	4,564	1,677	982	2,659	1,561	959	2,520	1,463	933	2,396	1,370	906	2,276	1,326	879	2,205
鈴鹿市	25	40	65	2,459	4,504	6,963	2,743	1,549	4,292	2,626	1,570	4,196	2,612	1,555	4,167	2,587	1,538	4,125	2,649	1,515	4,164
名張市	6	14	20	975	1,370	2,345	959	607	1,566	959	623	1,582	975	639	1,614	971	669	1,640	971	716	1,687
尾鷲市	2	7	9	34	436	470	224	211	435	218	203	421	206	201	407	206	188	394	197	183	380
龜山市	6	14	20	714	1,080	1,794	743	536	1,279	772	525	1,297	750	520	1,270	740	516	1,256	726	512	1,238
鳥羽市	1	9	10	64	420	484	247	176	423	266	151	417	257	148	405	265	145	410	243	141	384
熊野市	2	8	10	61	347	408	213	151	364	211	147	358	203	141	344	190	136	326	183	129	312
いなべ市(検討中)	0	14	14	0	1,411	1,411		0		0		0		0		0		0		0	0
志摩市	8	15	23	371	959	1,330	714	265	979	681	259	940	647	249	896	616	241	857	620	234	854
伊賀市	3	34	37	359	2,535	2,894	1,469	983	2,452	1,435	957	2,392	1,384	933	2,317	1,327	913	2,240	1,291	895	2,186
木曽岬町(検討中)	2	2	4	50	101	151		0		0		0		0		0		0		0	0
東員町	6	6	12	403	427	830	249	92	341	258	91	349	254	91	345	254	91	345	251	91	342
菰野町	5	8	13	519	773	1,292	613	432	1,045	602	441	1,043	597	439	1,036	593	434	1,027	604	431	1,035
朝日町	1	1	2	239	238	477	136	97	233	130	105	235	124	106	230	127	109	236	135	110	245
川越町	1	4	5	215	358	573	193	179	372	199	178	377	189	187	376	197	189	386	196	190	386
多気町	0	5	5	0	489	489	374	163	537	367	191	558	359	198	557	357	181	538	354	174	528
明和町	4	4	8	222	506	728	289	246	535	291	238	529	285	237	522	295	236	531	286	235	521
大台町	0	4	4	0	245	245	147	62	209	144	62	206	124	65	189	125	64	189	126	62	188
玉城町	0	4	4	0	558	558	291	153	444	279	156	435	279	158	437	277	160	437	284	162	446
度会町	0	3	3	0	241	241	157	117	274	155	120	275	159	120	279	148	120	268	152	119	271
大紀町	0	5	5	0	183	183	95	63	158	88	62	150	92	57	149	93	55	148	91	54	145
南伊勢町	0	8	8	0	211	211	122	19	141	117	18	135	114	18	132	116	17	133	112	15	127
紀北町	2	8	10	39	340	379	205	110	315	205	110	315	205	110	315	205	110	315	205	110	315
御浜町	0	3	3	0	233	233	163	67	230	159	60	219	158	57	215	151	55	206	136	53	189
紀宝町	1	5	6	46	299	345	130	86	216	133	85	218	128	83	211	129	82	211	127	80	207

*認定こども園に係る施設数・利用児童数については、幼稚園・保育所に含む。

*県集計には、「量の見込み」の集計中であるいなべ市分、木曽岬町分が含まれていません。

II. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み集計表(平成26年9月時点・暫定値)

最高値

事業名	量の見込み					単位	検討中	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度			
延長保育事業	8,210	8,114	8,021	7,894	7,826	人	いなべ市、志摩市、木曽岬町	
放課後児童健全育成事業	低学年(1~3年生)	8,622	8,580	8,544	8,437	8,346	人日	いなべ市、木曽岬町
	高学年(4~6年生)	4,059	4,079	4,047	4,057	4,028		
子育て短期支援事業(ショートステイ)	3,393	3,371	3,334	3,311	3,280	人日	いなべ市、志摩市、木曽岬町	
地域子育て支援拠点事業	196,222	198,500	198,130	196,743	198,173	人回	いなべ市、木曽岬町	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	1号認定による利用	40,761	39,481	38,968	38,200	37,746	人日	熊野市、いなべ市、志摩市、木曽岬町
	2号認定による利用	660,288	654,426	642,513	637,340	629,517		
一時預かり事業(幼稚園在園児対象型を除く)、ファミリー・サポート・センター事業(未就学児)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	310,486	307,511	303,721	301,076	298,010	人日	いなべ市、志摩市、木曽岬町	
病児保育、ファミリー・サポート・センター事業(病児・緊急対応強化事業)	32,700	32,355	31,819	31,482	31,122	人日	熊野市、いなべ市、木曽岬町	
ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	15,949	15,872	15,811	15,791	15,493	人日	熊野市、いなべ市、木曽岬町	
利用者支援事業	30	34	34	34	34	か所	いなべ市、南伊勢町、御浜町	
乳児家庭全戸訪問事業 (訪問家庭数・訪問対象となる家庭の実数)	13,836	13,665	13,499	13,307	13,106	件	いなべ市、木曽岬町	
養育支援訪問事業	訪問家庭数 ※訪問対象となる家庭の実数	1,794	1,786	1,786	1,808	1,806	件	桑名市、いなべ市、木曽岬町
	訪問延べ件数	4,389	4,421	4,452	4,490	4,509		
妊婦に対する健康診査	22,393	22,187	21,918	21,771	21,531	人	いなべ市、木曽岬町	

別添4

ひとり親家庭等実態調査の結果について

健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

1 ひとり親家庭等実態調査の実施

平成26年7月1日時点で、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方で、
福祉資金を貸付中の方、児童扶養手当受給中(県決定)の方及び母子寡婦福祉
連合会員から抽出した1,016名の方に「ひとり親家庭等実態調査票」を配付し、
387人の方から回答(回答率38.1%)を得ました。

2 ひとり親家庭等実態調査結果の概要(速報)

調査結果について、以下の7項目のとおり整理しました。

※表中の「全国」は、全国母子世帯等実態調査の結果(平成23年11月1
日現在で、厚生労働省が国勢調査対象から無作為に母子世帯、父子世帯
等を抽出し、2,311名からの回答について集計したもの。)です。

※表中の()は、三重県にあっては、前回調査(平成21年度実施)の結
果、全国にあっては、前回全国母子世帯等実態調査(平成18年度の実施)
の結果です。

(1) 就労等状況

世帯の収入			
三重県 母子世帯	150~200万円未満※ (247万円)	全国 母子世帯	291万円 (213万円)
父子世帯	350~400万円未満※ (-)	父子世帯	455万円 (421万円)

※回答全体に占める割合が最も多い区分 母子 16.2%、父子 27.3%

母又は父の就労収入

母又は父の就労収入			
三重県 母子世帯	100~150万円未満※ (月10万円~15万円未満)	全国 母子世帯	181万円 (171万円)
父子世帯	350~400万円未満※ (-)	父子世帯	360万円 (398万円)

※回答全体に占める割合が最も多い区分 母子 21.8% 父子 24.2%

就業状況			
三重県 母子世帯	81.3% (90.2%)	全国 母子世帯	80.6% (84.5%)
父子世帯	100.0% (—)	父子世帯	91.3% (97.5%)

ひとり親世帯となったことを理由とした転職			
三重県 母子世帯 有 61.1% 無 38.9% (有 40% 無 60%)		全国 母子世帯 有 47.7% 無 45.9%	
父子世帯 有 28.6% 無 71.4% (—)		父子世帯 有 24.0% 無 70.0%	

三重県のひとり親家庭の世帯収入の最も多い階層区分は、全国調査結果の平均より低い値となりました。また、母子世帯の就労収入について、最も多い階層区分は、全国調査結果の平均より低い値です。

なお、三重県のひとり親家庭の就業状況については、約 80% と母子世帯においては、全国調査結果と同様の値となりました。父子世帯においては、全国調査結果より高い値です。

一方、ひとり親世帯となったことを理由として転職した割合は、母子世帯で約 60% となり、全国調査結果の数値よりかなり高い値となりました。

(2) 住まいの状況

住まいの状況			
三重県 母子世帯	① 借家 30.8% (同居) ② 同居 28.9% (持家) ③ 持家 16.8% (借家)	全国 母子世帯	① 借家 32.6% (持家) ② 持家 29.8% (借家) ③ 公営住宅 18.1% (公営住宅)
父子世帯	① 持家 55.9% (—) ② 同居 35.3% (—) ③ 借家 5.9% (—)	父子世帯	① 持家 66.8% (持家) ② 借家 15.2% (同居) ③ 同居 7.8% (借家)

住まいの状況では、三重県の調査では、母子世帯は借家が一番多く、次いで同居となりましたが、全国調査結果では母子世帯は借家が一番多く、次いで持家となっています。

また、全国調査結果では、母子世帯で公営住宅が 3 位となっています。三重県の調査では、母子世帯で 4 位 (14%) となっています。

(3) 養育費等の取り決め率

養育費の取り決め率			
三重県	母子世帯 61.6% (46.6%)	全国	母子世帯 37.7% (38.8%)
	父子世帯 6.3% (—)		父子世帯 17.5% (15.5%)

面会交流の取り決め率			
三重県	母子世帯 34.0% (—)	全国	母子世帯 23.4% (—)
	父子世帯 21.9% (—)		父子世帯 16.3% (—)

養育費の取り決め率では、母子世帯の場合、三重県の調査では、全国調査結果より、かなり高い取り決め率となっています。

また、面会交流の取り決め率においても、母子世帯の場合、三重県の調査では、全国調査結果より高い値となりました。

(4) 子どもについての悩み

子どもについての悩み			
三重県 母子世帯	① 教育・進学 36.4% (教育・進学) ② しつけ 16.9% (しつけ) ③ 就職 13.8% (就職)	全国 母子世帯	① 教育・進学 56.1% (教育・進学) ② しつけ 15.6% (しつけ) ③ 就職 7.2% (就職)
父子世帯	① 教育・進学 32.7% (—) ② 特にない 14.5% (—) ③ しつけ 10.9% 就職 10.9% 健康 10.9% 食事・栄養 10.9% (—)	父子世帯	① 教育・進学 51.8% (教育・進学) ② しつけ 16.5% (じづけ) ③ 就職 9.3% (食事・栄養)

子どもについての悩みでは、三重県及び全国とも、母子世帯、父子世帯とともに、「教育・進学」が一位となっています。

母子世帯においては、二位「しつけ」三位「就職」と、三重県も全国も同じ傾向です。

一方、父子世帯においては、三重県において「健康」や「食事・栄養」等が、全国においては「食事・栄養」が4位となっており、父子世帯における特色ある悩みとなっています。

(5) 相談

困ったときの相談相手等			
三重県 母子世帯	① 家族・親せき 45.6% (友人・知人 39.3%)	全国 母子世帯	相談相手あり 80.4% (相談相手なし 19.6%)
	② 友人・知人 34.2% (親族 34.5%)		相談相手なし 23.1%
	③ 職場の同僚等 6.1% 相談相手なし 6.1% (相談相手なし 16.2%)	父子世帯	相談相手あり 56.3% (相談相手なし 43.7%)
父子世帯	① 家族・親せき 34.7% (—)		相談相手なし 40.6%
	② 友人・知人 28.6% (—)		
	③ 相談相手なし 24.5% (—)		

※三重県は2つまでの複数回答

母子世帯にくらべて父子世帯においては、「相談する相手がない」とする回答が多くなっています。また、全国においては、その割合は高くなっています。

(6) 子どもの最終進学目標

子どもの最終進学目標			
三重県 母子世帯	大学・大学院 46.1% (高校 44.5%)	全国 母子世帯	大学・大学院 38.5% (—)
父子世帯	高校 52.9% (—)	父子世帯	高校 37.4% (—)

子どもの最終進学目標では、三重県では、母子世帯が「大学・大学院」と全国調査結果と同様ですが、割合は全国よりかなり高くなりました。

父子世帯では、三重県、全国とともに「高校」が一番となっています。

(7) 充実が望まれる施策

充実が望まれる施策		
三重県	母子世帯	
	① 児童扶養手当等の経済的支援の充実 (子どもの学費就学援助)	24.2%
	② 企業における子育てしやすい労働環境づくり (日常生活支援事業)	9.3%
	③ 養育費の確保対策の充実 (就職情報提供事業)	8.7%
	④ 公営住宅の優先入居 (子どもの一時預かり制度)	8.6%
	⑤ 母子寡婦福祉資金貸付金の充実 (県営住宅入居事業)	8.4%
	⑥ 職業訓練の場や就業機会の提供	8.2%
	⑦ 保育サービスや放課後児童クラブの充実	8.1%
	⑧ 子どもに対する個別指導等の学習支援の充実	7.4%
父子世帯	① 児童扶養手当等の経済的支援の充実 (子どもの学費就学援助)	28.8 %
	② 子どもに対する個別指導等の学習支援の充実 (一)	12.3%
	③ 母子寡婦福祉資金貸付金の充実 (一)	9.6%
	④ 家事等の日常生活支援の充実 結婚相談やあっせん	8.2%
	(一)	8.2%

充実が望まれる施策（三重県のみの調査）としては、母子世帯、父子世帯ともに、「児童扶養手当等の経済的支援の充実」が一位となりました。

以下の項目については、差が僅差となりましたが、母子世帯では、「企業における子育てしやすい労働環境づくり」「養育費の確保対策の充実」「公営住宅の優先入居」「母子寡婦福祉資金貸付金の充実」「職業訓練の場や就業機会の提供」「保育サービスや放課後児童クラブの充実」「子どもに対する個別指導等の学習支援の充実」、父子世帯では、「子どもに対する個別指導等の学習支援の充実」、「母子寡婦福祉資金貸付金の充実」「家事等の日常生活支援の充実」「結婚相談やあっせん」となっています。

14 「三重県家庭的養護推進計画（仮称）」策定の 基本的な考え方について

1 背景

平成 23 年 7 月、国の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等において「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられました。

その中で、社会的養護は、原則として家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく等の方針のほか、施設が 9 割、里親が 1 割という現状を、十数年かけて、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を 3 分の 1 ずつにしていく等の目標が示されました。

これを受け、三重県では、平成 24 年度に「三重県社会的養護のあり方検討会」を設置して検討を行い、「家庭的養護の推進」等を基本的方向とする「三重県における社会的養護の将来像と当面の課題」をとりまとめました。

また、平成 25 年度には、児童養護施設・乳児院における小規模化および地域分散化等を推進するため、各施設による「家庭的養護推進計画」の策定が行われたところです。

「三重県家庭的養護推進計画（仮称）」は、各施設の計画もふまえ、三重県の実情に即して計画的に家庭的養護の取組を推進するために策定するものです。

2 計画策定にあたっての基本的な考え方

社会的養護を必要とするすべての子どもが家庭的な養育環境の中で豊かに育つことができる環境の整備をめざして、本体施設のオールユニット化やグループホーム、ファミリーホームの設置、里親委託や里親支援等を推進し、「施設の本体施設、グループホーム、里親等」の割合を 3 分の 1 ずつに変えていくことを目標とします。

3 計画期間

計画期間は、国が定めた推進期間である「平成 27 年度から平成 41 年度まで」の 15 年間とします。

なお、計画期間を 5 年ごとの 3 期（前期・中期・後期）に区分し、各期末に計画の見直しを行います。

4 推進計画に定める事項

- (1) 社会的養護を必要とする児童数の見込み
- (2) 施設および里親等における養護可能な児童数の見込み
- (3) 計画期間における施設の小規模化・地域分散化の計画と家庭養護の推進方策および計画期間を通じて達成すべき目標
- (4) 3期ごとの施設の小規模化・地域分散化の計画と家庭養護の推進方策および各期において達成すべき目標
- (5) 施設の小規模化・地域分散化や里親等家庭養護の推進に関する具体的な方策等

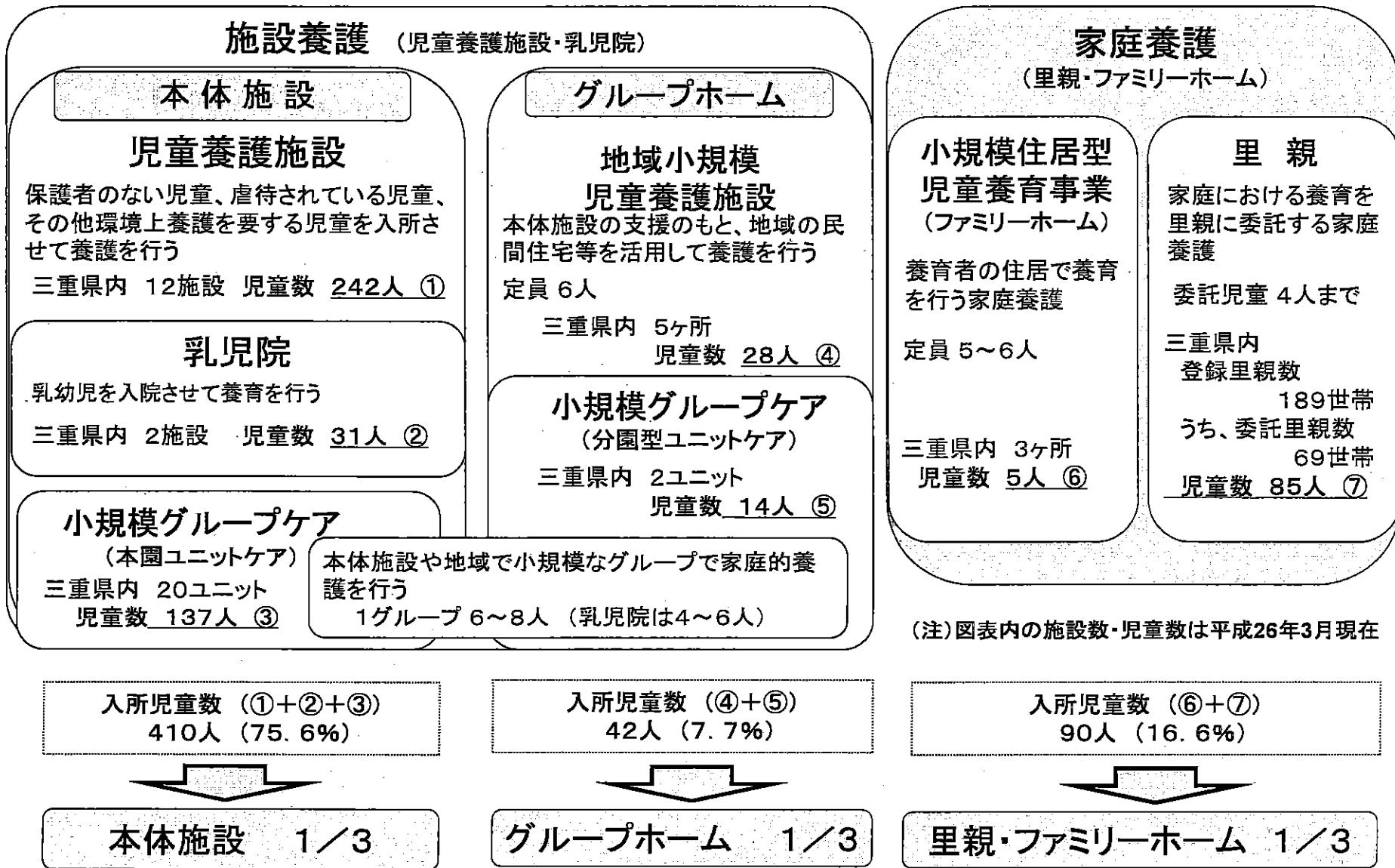
5 計画策定の進め方

学識経験者、社会的養護関係者等による「三重県家庭的養護推進計画策定検討会議」(以下、「策定検討会議」といいます。)において、計画内容について検討・意見交換を行います。

6 今後の予定

- 10月 取組方策等について第1回策定検討会議で検討
- 11月 中間案について第2回策定検討会議で検討
- 12月 中間案を健康福祉病院常任委員会で説明
- 平成27年 1月 最終案について第3回策定検討会議で検討
- 3月 最終案を健康福祉病院常任委員会で説明

三重県の社会的養護の現状とめざす方向



【所管事項説明】

15 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（仮称）骨子案について

1 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（仮称）骨子案の概要

（1）計画策定の基本的な考え方

① 計画策定の趣旨（別冊5 P1）

県内のどの地域においても、切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育まれる三重県を実現するための新たな母子保健計画を策定します。

② 計画の基本理念（別冊5 P2）

学童期・思春期から妊娠・出産・子育てに至るまで、それぞれのライフステージに応じた切れ目のない母子保健サービスを提供できる体制の整備・強化が必要です。

家庭や地域住民が主体的に取り組み、地域が持つソーシャル・キャピタルを活用しながら、地域社会全体で子どもを産み、育てる人を支え、子どもの健やかな成長を見守る環境づくりを進めることも重要です。

こうした状況をふまえ、新たな計画における基本理念を「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」とします。

③ 計画の位置づけ（別冊5 P2）

地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の整備や取組の推進など、地域の実情に応じた効果的な母子保健対策の推進を図るために策定する三重県の母子保健計画です。

本県の長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」、「三重県子ども・少子化対策計画（仮称）」、「三重県保健医療計画」などの母子保健計画と関係が深い他の計画との整合を図りながら、取組を推進します。

④ 計画期間（別冊5 P3）

平成27年度から平成36年度までの10年間とし、5年を目途に見直しを行います。

（2）母子保健に関する三重県の現状（別冊5 P4）

① 母子保健を取り巻く状況

「年齢構成別人口」、「出生率」、「合計特殊出生率」、「晩婚化・晩産化の進行」、「児童虐待の状況」について記載します。

② 母子保健の水準

「低出生体重児の割合」、「乳児死亡率」、「新生児死亡率」、「周産期死亡率」、「妊産婦死亡率」、「十代の人工妊娠中絶率」、「乳幼児健診の受診率」について記載します。

③ 健康格差の状況

本県と全国（都道府県）との格差を把握するために、本県が低位にある「乳児死亡率」、「むし歯のない3歳児の割合」の比較データを示すとともに、県内の市町間での格差を把握するため、「むし歯のない3歳児の割合」、「妊婦の飲酒率・喫煙率」、「乳幼児健診の受診率」の比較データを示します。

④ 現計画の進捗状況（別冊5 P6）

現在の計画である「健やか親子いきいきプランみえ」においては、4つの重点課題ごとに合計90の指標を設定して取組を進めており、64(71%)の指標において改善がみられる一方で、改善していない指標が17(19%)、調査中の指標が9(10%)あります。

重点課題ごとの主な指標について進捗状況を示すとともに、残された課題を整理します。

(3) 取り組むべき課題及び目標(別冊5 P17)

基本理念を実現するために、国の計画である「健やか親子21（第2次）」における課題を参考に重点的に取り組むべき5つの課題を設定します。

- ① 地域の実情に応じた切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- ② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
- ③ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- ④ 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
- ⑤ 妊娠期からの児童虐待防止対策

課題ごとに「現状等」、「めざす姿」、「県の具体的な取組内容」、「指標（目標数値）」を設定します。

指標は、主指標としての成果指標（地域住民や関係機関・団体の取組により最終的に得られる成果を示す指標）と、副指標としての取組指標（主指標の目標達成のための取組の実施状況を示す指標）を設定します。また、母子保健の状況を把握するために必要な指標を、目標数値を設定しない参考指標として設定します。

(4) 計画の総合的な推進(別冊5 P29)

広域的かつ専門的な視点から、県と市町等の役割分担の整理を行うとともに、関係機関の連携方策の検討等を行い、計画を推進します。

(5) 計画の進捗評価及び見直し(別冊5 P29)

計画を着実に推進し、各課題を解決していくため、「計画→実行→評価→改善(P D C A)」のプロセスにより、計画の進捗状況を把握し、より効果的に取組を推進します。

数値目標等の達成状況を把握するとともに、三重県医療審議会健やか親子推進部会において、計画の進捗状況や取組内容などについて評価を行い、評価の結果を県のホームページで公開します。

計画策定後は、5年を目途に計画全体について中間評価と必要な見直しを行うとともに、計画の最終年度には、最終評価を行います。

2 これまでの検討状況について

三重県医療審議会健やか親子推進部会（8月、9月）

三重県の母子保健の現状や国の計画である「健やか親子21（第2次）」を説明するとともに「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（仮称）の策定について審議を行いました。

3 今後の予定

8～10月	市町実態調査・アンケート調査等の実施
11月	中間案を第3回健やか親子推進部会で審議
12月	中間案を健康福祉病院常任委員会で説明
12月～平成27年1月	パブリックコメントの実施
1月	最終案を第4回健やか親子推進部会で審議
3月	最終案を健康福祉病院常任委員会で説明

【所管事項説明】

16 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況の報告について

この報告は、子ども条例（以下「条例」といいます。）第15条の規定に基づき、三重県が条例に基づき行った平成25年度の施策の実施状況について取りまとめ、公表するものです。

実施状況の取りまとめにあたっては、施策の基本となる4つの事項（条例第11条）の区分で全体を総括・評価し、基本事項ごとに主な取組を取りまとめたうえで、さまざまな主体への県の働きかけ（第5～9条）や、相談への対応、広報及び啓発、調査・公表（第12～14条）の取組のうち、主なものについて記述しました。

また、条例に基づき三重県が行う子ども施策に関する取組は、「第二期三重県次世代育成支援行動計画」で進捗管理することとしており、同計画の施策体系に基づき、すべての取組を整理しています。

1 平成25年度子ども条例に基づく施策の実施状況

（1）県の取組について

①子どもの権利について学ぶ機会の提供等（第11条第1号）（別冊6 P7）

子ども自身が条例や自分たちの権利について知り、大人との関わりや子どもの人権、命の大切さについて考える機会を提供しました。

今後も市町や教育関係者等との連携強化を図るとともに、啓発冊子やさまざまなイベントを活用して、条例の趣旨を広く啓発しながら、学ぶ機会の場を確保していきます。

- ・「命の大切さを学ぶ教室」の開催（16回、5,630人参加）
- ・子ども条例の啓発等の実施（県庁見学の小学生など1,883人に条例を周知）

②子どもが意見表明する機会の設定等（同条第2号）（別冊6 P9）

インターネットを用いた子どもの意見表明の機会や意見交換の場を設定し、その意見を学齢期の歯科保健施策や総合博物館の展示・活動計画などに反映しました。

今後も、こうした子どもの意見を表明する機会を、より多く持つことが重要であり、子どもの意見を聴き、事業に反映することを引き続き全庁的に進めています。

- ・キッズ・モニターの実施（9事業を聴取、469人登録）
- ・こども会議の開催（3回、85人参加）

③子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援(同条第3号)（別冊6 P11）

さまざまな体験や人とのふれあいの機会として、多彩なイベントや野外体験活動が実施され、多くの参加者がありました。今後も、子どもの思いを把握し、その思いに沿った活動となるよう、さまざまな体験メニューを開拓していきます。

- ・消防学校一日体験入校の実施（216人参加）
- ・高校生フェスティバルの実施（延べ5,000人参加）
- ・展覧会親子ワークショップの実施（5回）

④子どもの育ちを支える人材育成、環境整備（同条第4号）（別冊6 P13）

地域の中で子どもの育ちを支えることのできる人材について、さまざまな形で育成が図られています。育成した人材が、地域の中で、さまざまな活動に主体的に関わることができますよう、市町や関係機関等と連携を図りながら活動促進の環境整備をしていきます。

- ・みえの学力向上県民運動の推進（「まなびのコーディネーター」の派遣）
- ・みえの子育ちサポーターの養成（2,660人養成）
- ・森林環境教育の実施（指導者30名養成）

（2）各主体への働きかけ（条例第5～9条）（別冊6 P17）

条例第5条から9条において、保護者、学校関係者、県民、事業者及び市町の役割を定めており、各主体がその役割を果たしていくよう、条例の趣旨、理念、それぞれの役割について、周知・啓発を行っています。

今後も、各主体がそれぞれの役割を果たしていくために、条例の趣旨を共有し互いに連携・協働しながら、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざして取り組んでいきます。

- ・保護者や地域の県民を対象とした「みえの子育ちサポーター」の養成
- ・事業者や子どもに関わる団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動（現在数：企業694、団体534）
- ・市町における放課後子ども教室・放課後児童クラブの設置（60教室・297クラブ設置）

（3）相談への対応、広報及び啓発、調査（条例第12～14条）（別冊6 P18）

条例第12条から14条において、子どもからの相談への対応、条例の広報及び啓発、子どもの生活実態や意識に関する調査・公表について定めています。

県では、相談窓口の設置、人権教育や防災・防犯教育などとも結びついた啓発、インターネットを用いた子どもの生活実態や意識調査などを実施しています。

- ・子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営（3,267件）
- ・いじめ・体罰に関する電話相談の実施（201件）
- ・「県庁見学」（2,814人受入）
- ・「キッズ・モニター」によるアンケートの実施（9回）

2 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の平成 25 年度取組結果

(1) 重点的な取組の実績と今後の課題（別冊6 P21）

三重県では、「子どもや子育て家庭をささえあう地域社会づくり」をめざし、「子育ちをささえる」、「とぎれのない支援」という二つの基本的な視点に基づく第二期三重県次世代育成支援行動計画を策定しています。

この計画に基づき、子ども関連の施策を総合的に推進するとともに、新たな課題や社会環境の変化に的確に対応していくため、5年間で重点的に取り組む11の項目を「重点的取組」として位置づけ、目標値を設定して取組を推進しています。

平成25年度は8項目(72.7%)の目標が達成され、3項目が未達成となっています。未達成となった3項目、「放課後児童対策の促進」、「乳児家庭全戸訪問事業等」「一般事業主行動計画の策定数」については、100人以下の小規模小学校区における設置促進、養育支援訪問事業が未実施の市町への働きかけ、一般事業主に対する計画策定の啓発などを行い、引き続き目標達成に向けて取り組んでいきます。

(2) 平成 25 年度に実施された子ども施策推進に向けた各部局の取組

（別冊6 P26～51）

平成25年度に実施した各部局の取組概要を、次世代育成支援行動計画の施策体系をもとに取りまとめました。

【所管事項説明】

17 「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告について

この年次報告書は、「子どもを虐待から守る条例」第28条の規定に基づき、平成25年度における児童虐待を取り巻く現状や県の施策の実施状況などについてまとめたもので、主なポイントは次のとおりです。

1 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移(別冊7 P2)

県内の児童相談所が受け付けた児童虐待相談対応件数は、前年度比95件増(9.3%増)の1,117件で過去最多の件数となりました。

増加の背景には、平成24年度の2件の死亡事例の発生により地域の関心が高まったことや、市町における要保護児童対策地域協議会の活動が強化されてきたことがあると考えられます。

(2) 児童虐待相談の経路(別冊7 P3)

児童相談所への相談経路は、①市町の機関、②警察等、③学校等の順となりました。

市町の機関からの相談は増加を続けており、前年度比103件増の603件と全体の54.0%を占めています。これは、県民の中で、市町が第一義的な相談窓口であるという認識が進み、これを受けた市町が児童相談所と連携して対応すべきと判断するケースが増加しているものと考えられます。

(3) 主な虐待者(別冊7 P4)

主な虐待者は、実母が657件(58.8%)で最も多くなっています。

これは、子育ての中心が母親であることが多く、育児をはじめとするさまざまなストレスが母親による虐待を誘発しているものと考えられます。

(4) 被虐待児童の年齢(別冊7 P5)

虐待を受けている児童の約半数にあたる554件が0~5歳の乳幼児です。

全国の児童虐待死亡事例では67.2%が3歳未満の児童であり、年齢が低いほど生命の危険性が高く、死亡や重篤事例につながる傾向にあります。

(5) 児童虐待相談種別(別冊7 P6)

虐待相談の種別では、周囲の人が発見しやすい「身体的虐待」が438件(39.2%)で最も多くなっています。次いで、「心理的虐待」、「養育の怠慢ないし拒否(ネグレクト)」、「性的虐待」となっています。

(6) 児童虐待相談後の処遇(別冊7 P7)

施設入所や里親委託は83件(7.4%)で前年度より9件減となっています。また、986件(88.3%)については、面接指導を行っています。

(7) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況（別冊7 P9）

法に基づく出頭要求を2件、立入調査を1件実施しました。臨検・捜索については、実施したケースはありませんでした。

警察への援助要請は、一時保護のために2件行いました。なお、一時保護を実施した児童は641人で、うち5割弱（314人）が虐待を事由とするものでした。

2 県の児童虐待防止等に対する取組状況（別冊7 P17～18）

平成24年の児童虐待死亡事例の検証結果をふまえ、次の取組を行いました。

(1) 児童相談所の体制・機能の強化

- 本庁に子ども虐待対策監を新設
- 児童相談センターに法的対応室を新設し、弁護士、警察官を配置
- 児童相談センターに市町支援プロジェクトチームを新設
- 児童相談所にケースワーカー、保健師などを増員
- 虐待通告時の初期対応の的確性、客観性を高めるためのリスクアセスメントツールを研究開発

(2) 連携・協力体制の整備

- 市町への支援については、「児童相談体制強化確認表」を活用して市町と児童相談所等との定期協議を実施し、市町毎に改善状況の確認等を行うほか、フォローアップ訪問を実施
- 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するため、アドバイザーを派遣
- 各児童相談所単位で、警察署、県・市町教育委員会および市町児童福祉主管課の参加による合同会議を開催、立入調査の実地訓練や意見交換などを実施

(3) 専門家による援助体制の整備

児童相談センター配置弁護士による法的助言や指導を各児童相談所、市町に行ったほか、困難事例や法的対応を的確に行うため、県社会福祉審議会のこども相談支援部会での意見聴取（11回、審議案件24件）を実施。

なお、平成26年度は、リスクアセスメントツールの本格運用を開始するとともに、初期対応以降の対象家庭への適切な支援を行うためのニーズアセスメントツールの研究開発を行っています。

また、モデル地域において民間団体との協働による保育所、学校等でのモニタリングや、市町との定期協議に基づく支援に取り組んでいます。

【所管事項説明】

18 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定および改正について

1 これまでの経緯

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けて、県では、幼保連携型認定こども園の「認可」に関する基準を県条例において規定するとともに、関係条例について所要の改正を行う必要があります。

認定こども園は、現状 4 類型がありますが、このうち、幼保連携型認定こども園は、認定施設から認可施設に変更されることに伴い、国からその基準が省令で示されました。

幼保連携型認定こども園の「認可」に関する基準については、当初、現行の「認定こども園の認定要件等に関する条例」の改正により対応する予定でしたが、「認可」に関する基準は新たな条例により別途定める方が県民や関係者にとってわかりやすいと判断しました。

このため、6 月 17 日の健康福祉病院常任委員会では、「認定こども園の認定要件等に関する条例」を改正する旨説明したところですが、認可施設について新たに条例を制定します。

2 制定および改正の内容

(1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

認定こども園法の改正（＊）により、幼保連携型認定こども園が、学校としての教育及び児童福祉施設としての保育を提供する単一の認可施設として位置付けられ、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日内閣府、文部科学省及び厚生労働省令第 1 号）」が定められました。

「認定こども園の認定要件等に関する条例」では、認定こども園の「認定」基準が規定されていますが、新たに定める「認可」基準については、国が示す基準に「認定こども園の認定要件等に関する条例」に定める県独自基準を追加することとし、別紙 1 のとおり基準を制定します。

また、本条例を制定するにあたり、広く県民から意見を聴くため、パブリックコメントを実施しました。

- ・実施期間 平成 26 年 8 月 13 日～9 月 12 日
- ・寄せられた意見 3 件（詳細は別紙 2 のとおり）

（＊）認定こども園法の改正とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）をいいます。

(2) その他、関係する条例の改正

○認定こども園の認定要件等に関する条例

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定に伴い、「認定こども園の認定要件等に関する条例」中の幼保連携型認定こども園にかかる規定を削除します。

○三重県子ども・子育て会議設置条例

認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園の設置等の認可、事業停止等の命令及び認可の取消について調査審議する機関を設置する必要があることから、三重県子ども・子育て会議に部会を設置する旨を規定します。

○三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」の改正により、保育所については、施設の目的や運営方針など施設の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない等とされたことから、国の基準に合わせて所要の規定を整備します。

3 今後の予定

11月	議案提案
12月～平成 27 年 2 月	関係機関等への条例内容の周知
4月	条例施行 ※ただし、幼保連携型認定こども園の認可等の手続きのため、三重県子ども・子育て会議設置条例の一部改正のみ、公布日から施行

条例（案）の概要について

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下、「条例」といいます。）」は、「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府、文部科学省及び厚生労働省令第1号（以下、「省令」という。））に基づき、幼保連携型認定こども園の認可を受けるために必要な学級の編制、職員、設備および運営についての基準を定めるものです。

今回制定する条例では、省令が示す「従うべき基準」および「参酌すべき基準」については、本県において、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、省令に規定する内容を本県の基準とします。

また、現行の「認定こども園の認定要件等に関する条例」において規定する県独自基準（「十分な情報開示」をはじめとする8項目）についてそのまま新条例に盛り込みます。

条例各条の概要は次表のとおりです。

条	国基準 設定の 類型	規定する項目	概 要
1	参酌	趣旨	当該条例が幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について定めていることを規定します。
2	参酌	この条例で定める基準の目的	幼保連携型認定こども園の子どもが、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを規定します。
3	参酌	この条例で定める基準の向上	県は、幼保連携型認定こども園に対し、当該条例で定める基準を常に向上させるように努め、当該条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができることを規定します。
4	参酌	この条例で定める基準と幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園の設置者は、当該条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないことを規定します。
5	参酌	一般原則	幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重し、地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し運営の内容を適切に説明するよう努め、必要な設備を設けなければならないことを規定します。
6	参酌	職員の知識及び技能の向上等	幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努め、幼保連携型認定こども園の設置者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならないことを規定します。

条	国基準 設定の 類型	規定する項目	概要
7	従うべき	差別的取扱いの禁止	幼保連携型認定こども園においては、子どもの国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならないことを規定します。
8	従うべき	虐待等の禁止	幼保連携型認定こども園の職員は、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること等、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを規定します。
9	従うべき	懲戒に係る権限の濫用禁止	幼保連携型認定こども園の園長は、懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないことを規定します。
10	従うべき	秘密保持等	幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならず、幼保連携型認定こども園の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないことを規定します。
11	参酌	苦情への対応	幼保連携型認定こども園の設置者は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じなければならないことを規定します。
12	従うべき	学級の編制の基準	教育課程に基づく教育を行う園児について学級を編制すること及び園児数について規定します。
13	従うべき	職員	幼保連携型認定こども園が置かなければならぬ職員の数等及び置くよう努めなければならない職員の数等について規定します。
14	従うべき	施設及び設備に関する一般的基準	幼保連携型認定こども園は、運営上適切で、通園の際安全な環境に位置を定めなければならず、幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならぬことを規定します。
15	従うべき	園舎及び園庭	幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならないことを規定します。
16	従うべき	園舎に備えるべき設備	幼保連携型認定こども園が園舎に備えなければならない設備及び備えるよう努めなければならない設備について規定します。
17	従うべき	他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員及び他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備	幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の設備及び職員の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備及び他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができることを規定します。

条	国基準 設定の 類型	規定する項目	概要
18	参酌	園具及び教具	幼保連携型認定こども園には、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な園具及び教具を備えなければならないことを規定します。
19	参酌	子育て支援事業の内容	幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行い、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めることを規定します。
20	参酌	掲示	幼保連携型認定こども園の設置者は、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならないことを規定します。
21	定めなし	十分な情報開示 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、保護者が多様な施設から必要な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示に努めることを規定します。
22	定めなし	食育及び地産地消の推進 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、食育を推進するとともに、給食等において地域で生産されたものを使用することに努める等、地域に対する関心が深められるよう努めることを規定します。
23	定めなし	防災、防犯等による健康及び安全確保 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、防災、防犯等により子どもの健康及び安全を確保するよう努めるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うよう努めることを規定します。
24	定めなし	地域における次世代育成支援対策等への協力 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、地域における次世代育成支援対策等に協力するよう努めることを規定します。
25	定めなし	運営状況評価の実施及び結果の公表 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営の状況について子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表に努めるとともに教育及び保育の質の向上に努めることを規定します。
26	定めなし	非常災害対策 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、震災、風水害、火災その他災害（以下「非常災害」といいます。）に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるよう努めるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知するよう努めることを規定します。

条	国基準 設定の 類型	規定する項目	概要
27	定めなし	避難訓練等の実施 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行うよう努めることを規定します。
28	定めなし	必要な体制の整備及び従事者研修の実施 (三重県独自規定)	幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うよう努めるとともに、子どもの教育及び保育に従事する者に対し研修を実施するよう努めることを規定します。
29	参酌	履修困難な教科の学習	園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その園児の心身の状況に適合するように課さなければならないことを規定します。
30	参酌	設備の基準の特例	設備基準要件を満たす幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができることを規定します。
31	参酌	その他運営に関する基準	その他、食事、保護者との連絡、教育及び保育を行う期間及び時間等、運営に関する基準について規定します。

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」
にかかるパブリックコメントに寄せられたご意見

番号	関連項目	意見の概要	意見に対する考え方
1	第1条、県独自基準に関する研修	<p>第1条の趣旨については、県独自で「参酌すべき基準」ではなく「従うべき基準」として、子どもたちの健やかな育ちを保障されたい。</p> <p>また、県独自で新たに定める基準の中で、「食育及び地産地消の推進」「防犯対策による健康及び安全確保」「地域における次世代育成支援対策等への協力」は、子どもたちの教育にかかわる大切なものだと考えるが、より充実したものになるよう、研修の充実をお願いしたい。</p>	<p>「従うべき基準」、「参酌すべき基準」とは、都道府県が条例で定める際に、国から示された基準の区分です。</p> <p>条例(案)では、国から「参酌すべき基準」と示されたものについて、本県において、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、「従うべき基準」と同様、省令が示すとおり定めています。</p> <p>また、職員の研修の充実に関しては、職員の知識及び技能の向上等について、第6条において規定するとともに、県としても幼保連携型認定こども園の職員の資質向上のための研修の充実に努めます。</p>
2	第1条～第3条、第13条	<p>基本方針の第1条から第3条に関して、すべての内容が「従うべき基準であると考える。</p> <p>県独自基準については、どの項目も大切であると考える。これらの基準を確立するために、「第13条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例の運用」の「職員の知識及び技能の向上」は「参酌すべき基準」ではなく「従うべき基準」であることを望む。</p>	<p>「従うべき基準」、「参酌すべき基準」とは、都道府県が条例で定める際に、国から示された基準の区分です。</p> <p>条例(案)では、国から「参酌すべき基準」と示されたものについて、本県において、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、「従うべき基準」と同様、省令が示すとおり定めています。</p>
3	受動喫煙防止対策	<p>子ども、保護者、職員、外来者の健康を受動喫煙の危害から守るために、また子らに禁煙の模範を幼年期より示すためにも、敷地内の全面禁煙、また園外における催し等において、その順守・徹底を基準として盛り込まれたい。</p>	<p>県内の学校や社会福祉施設においては、健康増進法第25条に基づく厚生労働省健康局長通知をふまえ、各施設で受動喫煙防止対策に取り組んでいただくこととしています。</p> <p>幼保連携型認定こども園の設置者に対しても、改めて周知していきます。</p>

19 子どもの発達支援体制の構築について

1 取組の経緯

発達支援が必要な子どもの健やかな成長を促すには、発達の課題や障がいを早期に発見し、支援（相談、療育等）できる環境を整えることが重要です。

県では、子どもが生まれ育つ身近な地域で、発達の課題等に適切に対応できる支援体制が必要と考え、市町に働きかけるとともに、専門的な観点から支援し、市町と連携した発達支援体制を構築していくこととしています。また、医療については、県立小児心療センターあすなろ学園（以下「あすなろ学園」といいます。）および県立草の実リハビリテーションセンター（以下「草の実RC」といいます。）が担うとともに、それぞれの手法で地域支援の取組も行っているところです。

2 取組の現状

（1）あすなろ学園における取組

あすなろ学園は、自閉症児を対象とした医療型障害児入所施設で、全国唯一の児童精神科の単科病院です。現在、あすなろ学園が持っている治療、発達支援の効果的なスキルをもとに「途切れのない支援システム※1」を中心に据え、市町と連携した子どもの発達支援体制の構築に向けて、次の取組を進めています。

※1 「途切れのない支援システム」

子育てに関わる者が相談しやすい身近な市町の窓口を中心とした仕組み。保健、福祉、教育が連携して子どもの気になる行動に対して、保育所、幼稚園、学校等で適切な支援を行うことにより、子どもの健やかな成長と問題行動を予防することをねらいとしています。

① 「市町の発達総合支援室（保健、福祉、教育が連携した組織）」の設置等への働きかけ

保健、福祉、教育の専門職員がチームとなった総合支援窓口が各市町に設置され、身近な支援機関として、子どもの発達に関わる相談に対応するとともに、適切な支援を早期に行うことにより、不登校や暴力等の二次的障がいの回避等につなげることができるよう働きかけています。

○発達総合支援室または支援機能を備えた市町の数：21市町（平成25年度）

（市町へのアンケート調査結果）

② みえ発達障がい支援システムアドバイザー研修の実施（人材育成支援）

市町の発達総合支援室等の核になる人材を育成するために、あすなろ学園において、保健師、保育士、教員を対象とし、発達障がいに関する専門的支援について1年間の研修を行っています。

○アドバイザーを養成した市町数：20市町（平成25年度までの累計）

③ 保育所、幼稚園等への「C L Mと個別の指導計画※2」の導入支援

子どもが毎日通う保育所、幼稚園において、あすなろ学園が開発した「C L Mと個別の指導計画」を導入することにより、先生が「発達に課題のある子」に適切な支援ができるよう、また、子どもにとっては集団生活で困難を感じることなく過ごせるように、同ツールの普及に向けて、研修会や巡回指導を行っています。また、26年度の新規モデル事業として、小学校低学年での導入を鈴鹿市（2校）、東員町（1校）において実施しています。

○保育所、幼稚園への導入率 20.5% (133 園/648 園) (平成 25 年度)

(市町へのアンケート調査結果)

※2 「C L Mと個別の指導計画」

C L M(チェック・リスト・イン三重)は、保育所、幼稚園等に通う「気になる子」の行動等を観察し、個別の指導計画を作成するために「あすなろ学園」が開発したアセスメントツール。個別の指導計画は、子どもの自尊感情の育成や回復が可能になるとともに担任の技能向上のための支援のシナリオ。治すのではなく、育てるプログラム。

(2) 草の実RCにおける取組

草の実RCは、肢体不自由児を対象とした県内唯一の医療型障害児入所施設であり、また、整形外科専門医およびリハビリテーション専門医が配置された小児に特化した研修施設です。現在、草の実RCの持っている治療、リハビリテーションの効果的なスキルをもとに、身近なところで専門性の高い療育を受けたいという利用者のニーズに応えていくため、次の取組を進めています。

① 肢体不自由児を対象とした生活の場所での療育支援

地域には小児整形の専門の医師や訓練士が少ないとから、草の実RCの職員を療育センター等に派遣し、肢体不自由児等に対する療育相談等を行っています。

○地域療育相談実績の受入数 26 か所 延べ 86 回 (平成 25 年度)

② 関係機関職員の人材育成

地域の要請に応えて関係機関職員のスキルアップを図るために、草の実RCにおいて、療育センター等の職員を対象とし、研修・実習活動を行っています。

○療育センター等職員の受入数 15 人 延べ 50 日 (平成 25 年度)

3 今後の取組

両施設のこれまでの取組の成果として、市町において、発達支援体制の整備に取り組まれるとともに、県と市町等との連携が進んでいます。

そこで、両施設の取組を継続、発展させることで、両施設が統合される「こども心身発達医療センター（仮称）」（以下「新センター」といいます。）の開院時には、市町等と連携した発達支援体制が構築できるよう、また、新センターが発達支援の拠点として、隣接する独立行政法人国立病院機構三重病院や併設する県立特別支援学校とも連携し、地域支援の機能を十分に発揮できるよう努めています。なお、取組を進めるにあたっては、市町等の実情に応じた個別の対応に留意します。

【所管事項説明】

20 指定管理者制度にかかる報告について

1 指定管理者が行う公の施設の管理状況報告について

「指定管理者制度に関する取扱要綱」第26条第1項に基づき、指定管理者が行う前年度分の施設の管理状況およびその内容の評価について報告します。

平成25年度において、健康福祉部が所管する公の施設で指定管理者制度を導入しているのは次の5施設です。

公の施設	指定管理者	指定期間
三重県 身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人 三重県厚生事業団	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
三重県 視覚障害者支援センター	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会	
三重県 聴覚障害者支援センター	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日
みえこどもの城	公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
三重県 母子福祉センター	一般財団法人 三重県母子寡婦福祉連合会	

※指定管理者の自己評価の基準

評価の項目「1 管理業務の実施状況」の評価

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

評価の項目「2 施設の利用状況」「3 成果目標及びその実績」の評価

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

※県の評価の基準

- 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
- 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
- 「」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

三重県身体障害者総合福祉センター

1 施設の概要	
①指定管理者:社会福祉法人三重県厚生事業団	
②指定の期間:平成23年4月1日～平成28年3月31日	
③管理業務の内容	
・センターの事業に関する業務 (生活援助棟としての業務、福祉センターA型としての業務)	
・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務	
・センターの利用料金の収受等に関する業務	
・センターの維持管理及び修繕に関する業務	
・その他センターの管理上必要と認める業務	

2 成果目標及び実績		
内容	目標	実績
施設入所支援稼働率	96%	91%
地域生活移行率	50%	58%
三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数	2,500人	2,845人
福祉用具相談指導件数	300件	304件

3 施設設置者としての県の評価				
評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H24	H25	H24	H25
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	B	B		
<総括的な評価>				
<p>・施設入所支援稼働率は91%で成果目標を達成できなかったが、自立訓練を主に行う通過型訓練施設としては高水準を維持している。また、高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・先駆的な事業の実施や日中活動サービスの定員変更などによるニーズへのきめ細かな対応及び関係機関への継続的な広報活動の実施など利用率の向上に向けた取組を行っている。</p> <p>・その他の成果目標については、障がい者個々に対応した個別支援計画に基づいた訓練の実施などにより、目標を達成するとともに前年度実績を上回っている。</p> <p>・利用者へのきめ細かい対応などにより、利用者満足度は93%と前年度(87%)より向上している。</p> <p>・収支状況は前年度より改善されており、収支のバランスを考慮しながら適正な維持管理を実施している。</p> <p>以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「身体障害者の福祉の増進」に向け、取り組んでいる。</p> <p>成果目標を達成していない施設入所支援稼働率については、引き続き、利用者に応じた訓練プログラムの実施などきめ細かなサービスを提供するとともに、関係部門職員による施設入所支援稼働率の向上に向けた検討や関係機関への広報活動などの取組を実施する必要がある。</p>				

三重県視覚障害者支援センター

1 施設の概要

- ①指定管理者:社会福祉法人三重県視覚障害者協会
- ②指定の期間:平成23年4月1日～平成28年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。
 - ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。
 - ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
 - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
点字・録音図書、雑誌の貸出、閲覧	17,450タイトル	20,748タイトル
点字・録音図書、雑誌の制作、編集	210タイトル	332タイトル
点訳奉仕員養成受講者数	50人	20人
音訳奉仕員養成受講者数	50人	22人
生活訓練	44回	366回
メール受信希望者数	150人	173人
施設利用登録者数	550人	797人

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H24	H25	H24	H25
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

- ・テープ図書の貸出が減り(前年度比70%、23年度比53%)、ディジタル図書などへの移行が進んでいる。特に平成22年度から稼動したサピエ図書館の利用が進んでおり、サピエ図書館からのダウンロード数は前年度比192%となっている。
- ・点字図書等の制作は、332タイトルで目標を達成している(達成率158%)。
- ・生活訓練については、集合訓練からニーズに応じた個別訓練に変更することで目標を達成している(達成率832%)。
- ・点訳奉仕員養成に係る受講者数は20人(達成率40%)、音訳奉仕員養成に係る受講者数は22人(達成率44%)で、25年度は他団体等との共同による講習会に取り組んだが、成果目標を達成できなかった。
- ・センター利用者数については、目標値550人に対し、視覚障がい者のみで797人となっている(達成率145%)。
- ・サピエ図書館の利用が増えており、25年度にはサピエ図書館でのダウンロードタイトル数が実物のあるディジタル図書・雑誌の貸出数に比較し180%となった。今後も三重県視覚障害者支援センターで、視覚障がい者にIT指導をするとともに、サピエ図書館の利用動向を注視しつつ、サピエ図書館の利用数を実績に含めるよう、今後検討していく。
- ・点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成以外は、成果目標を達成しており、視覚障がい者のネットワークなど当事者団体の利点を活かし、取組の創意工夫によって、視覚障がい者の福祉の向上が図られていると評価できる。

*「サピエ図書館」は、点字図書・録音図書の書誌データベースの検索や、資料データのダウンロードやストリーミングが利用できる視覚障がい者専用のネットワーク。

三重県聴覚障害者支援センター

1 施設の概要

- ①指定管理者:一般社団法人三重県聴覚障害者協会
- ②指定の期間:平成24年4月1日～平成27年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・聴覚障がい者等用の録画物その他各種情報を記録した物の制作又は貸出に関する事。
 - ・手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣に関する事。
 - ・聴覚障がい者に情報を伝達するための機器の貸出に関する事。
 - ・聴覚障がい者の生活等の相談、情報の提供又は支援に関する事。
 - ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
利用登録者数	800人	572人
字幕映像ライブラリー作品の制作	26本	26本
字幕映像ライブラリー作品の管理、貸出	400本	494本
手話通訳者・要約筆記者新規登録者数	10人	37人
生活訓練	6日	6日
情報発信回数	24回	47回

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H24	H25	H24	H25
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	A	A		
3 成果目標及びその実績	B	B		

<総括的な評価>

・三重県聴覚障害者支援センターへの利用登録者数については、目標値800人に対し、聴覚障がい者のみで572名となっている(目標達成率72%)。しかし、ほぼ毎日、各種会合や研修にセンターが利用されており、延べ年間利用者数は3,000人を超えており。今後も市町担当者会議などにおいて事業の説明をするとともに、様々なイベントを通して啓発を行い、利用者の増加に向けて取り組むことが望まれる。

・要約筆記者の県・市町登録者は、国の要綱改正に伴う認定試験及び移行講習の導入により、登録を辞退される方もおり、県内全体としては減少傾向にある。今後は、障がい者の情報保障の重要性を市町担当者や県民に啓発することにより、手話通訳者、要約筆記者の養成を図る必要がある。

・三重県聴覚障害者支援センター利用登録者数、手話通訳者・要約筆記者登録者数以外は、目標を達成しており、聴覚障がい者のネットワークなど当事者団体の利点を活かし、また、利用登録者の要望を取り入れるなど創意工夫によって、聴覚障がい者の福祉の向上が図られていると評価できる。

・災害時における聴覚障がい者の要援護者支援にかかる協定については、平成24年度から伊勢市と松阪市に協議を行い、平成25年4月12日に三重県と伊勢市が全国に先駆けて協定を締結した。その後、マニュアルや名簿の送付方法など事務的な協議を行った。今後、他の市町にも働きかけていく必要がある。また、要援護者支援を行うサポーターとして、55名の新規登録があり、平成25年度末で61名となったことは評価できる。

・施設管理では、職員が交代で機器の管理や点検を毎月実施した。また、職員の役割、安全管理の明確化、緊急連絡体制、個人情報の名簿台帳などの点検を実施するなど適正に管理されている。

みえこどもの城

1 施設の概要

- ①指定管理者: 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
- ②指定の期間: 平成23年4月1日～平成28年3月31日
- ③管理業務の内容
 - ・みえこどもの城条例第2条に規定する事業の実施に関する業務
 - ・みえこどもの城の施設および設備の利用の許可等に関する業務
 - ・みえこどもの城の利用料金の収受等に関する業務
 - ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務
 - ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
年間総利用者数	200,000人	220,626人
移動児童館の実施回数・地域協働事業実施件数	80件以上	85件
利用者の満足度	70%以上	84.7%

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H24	H25	H24	H25
1 管理業務の実施状況	B	A		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	A	A	-	-

<総括的な評価>

- ・みえこどもの城の管理を順調に行い、施設も有効に活用していることから、指定管理者として適切に管理・運営を行っていると判断する。
- ・県が指定管理者公募に際して示した3つの項目(年間総利用者数、移動児童館の実施回数及び利用者の満足度)については、実績が成果目標を上回っており、評価できる。
- ・上記3項目以外に、指定管理者が設定した成果目標のうち、サイエンスルーム、プレイランド、ドームシアター、レストハウスの各利用者数と、アートスペースの企画数、団体利用件数、広報活動掲載数の7項目が達成できなかったことについては、要因を探りながら、企画内容の充実を図るなど、成果目標の達成に向けて尽力されることを期待する。
- ・今後とも、指定管理者が有するノウハウを生かした創意・工夫によって、みえこどもの城の魅力向上に繋がるように取り組まれることを期待する。

三重県母子福祉センター

1 施設の概要

- ①指定管理者:一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
 ②指定の期間:平成23年4月1日～平成28年3月31日
 ③管理業務の内容
- ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。
 - ・母子家庭の母子に対し、生業を指導し、又は技能を習得させること。
 - ・母子家庭の母子に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援すること。
 - ・三重県母子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。
 - ・母子家庭等の生活の向上を図るために講習会、講演会等を開催すること。
 - ・上記のほか、三重県母子福祉センターの効用を最大限發揮するために必要な事業をすること。

2 成果目標及び実績

内容	目標	実績
求人情報の提供	5,500回	13,824回
相談利用回数	230回	214回
技能習得講習会参加者数	60人	26人
母子自立支援員研修会開催回数	3回	3回
利用満足度調査(利用者アンケート)	2回	2回
生活向上のための講習会等	2回	8回

3 施設設置者としての県の評価

評価項目の内容	指定管理者の自己評価		県の評価	
	H24	H25	H24	H25
1 管理業務の実施状況	B	B		
2 施設の利用状況	B	B		
3 成果目標及びその実績	C	C		+

<総括的な評価>

- ・職業紹介所については、求職件数11件に対し、8件が就職に至っている。就職に至った件数は、伸び悩んでいる。
 ひとり親家庭に対する雇用情勢は厳しく、子育てと生計を同時に担っているなど、ふたり親家庭に比べ不利なところが多い。こうした中で、ひとり親家庭と企業とのマッチングを行う職業紹介所の役割は大きく、積極的にひとり親家庭に対する広報を引き続き行うとともに、ひとり親家庭に対して理解ある雇用事業主を少しでも増やすことで、ニーズに沿った就職者数を増やしていく必要がある。
- ・相談利用については、メールによる相談(本年度5件、前年度25件)が減少したが、電話による相談は大幅に増加した。(本年度180件、前年度125件)
 訪問による相談は増加していない(本年度5件、前年度10件)が、きめ細かな対応ができる長所があるため、相談しやすい雰囲気をつくるなどにより、相談件数を増やしていく必要がある。
- ・生活向上のための講習会は、ひとり親同士が交流する情報交換会と同時に実施されている。これは、「みえ県民力ビジョン」の目標項目に掲げており、3年目にして地域や参加者数も拡大している。
 参加したひとり親家庭からは、「ひとり親同士の交流が図られ、普段できない情報の交換が可能となった」などの声もある。孤立しがちなひとり親家庭に対して交流する機会を提供することは重要であり、今後の情報交換会の拡大が期待される。

2 三重県聴覚障害者支援センターの指定管理候補者の選定過程について

(1) 概要

健康福祉部では、三重県聴覚障害者支援センターの平成27年度以降の指定管理者を選定するため、外部有識者による指定管理者選定委員会を設置し、指定管理者の候補者を審査する手続きを進めています。

(2) 進捗状況

- | | |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 7月 10日 | 第1回選定委員会の開催
・指定管理者制度の概要及び施設概要の説明
・審査項目及び採点方法、採点基準（別紙1のとおり）
の決定 |
| 7月 18日～8月 5日 | 募集要項の配布 |
| 8月 7日 | 現地説明会の開催 |
| 8月 20日～8月 27日 | 申請の受付 |
| 9月 11日 | 第2回選定委員会の開催
・申請者のヒアリング及び審査
・指定管理候補者の決定 |

(3) 申請の受付状況

①申請者の名称

一般社団法人三重県聴覚障害者協会 会長 深川 誠子
(三重県津市桜橋二丁目131番地)

②事業計画書の要旨（申請者が作成したもの）

別紙2のとおり

(4) 選定委員の氏名及び役職名

- | | |
|-----------|---------------|
| 委員長 長友 薫輝 | (三重短期大学教授) |
| 委員 高井 幹雄 | (三重弁護士会推薦弁護士) |
| 委員 坂口 知子 | (税理士) |
| 委員 辻 めぐみ | (手話通訳者) |
| 委員 森口 恒子 | (公募) |

(5) 今後の予定

①指定管理者の指定

11月定例月会議に指定管理者の選定に関する議案を提出する予定です。

②協定締結

平成27年3月に締結します。

③指定管理者の指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

三重県聴覚障害者支援センターの審査項目及び採点方法

- ① 指定管理者の候補の選定は、条例第6条の1の基準に基づき、選定委員会において審査方法を定め、総合点数方式により採点の上、指定管理者候補者を選定する。
- ② 「審査基準」ごとの「審査項目」、「審査内容」及び配点ウエイトは、次表のとおりとする。
- ③ 採点は「審査内容」の各内容を5段階で評価し、「審査基準」ごとに合計した点数に、配点ウエイト数/満点数を乗じて得た数をその委員の採点値とする。

※ 例 「審査基準」1の場合 「審査内容」4項目の評価点合計が15点の場合
 $15 \text{点} \times 1.0 \text{ (配点ウエイト)} / 20 \text{ (満点数)} = 7.5 \text{点}$ (小数点第2位以下四捨五入)

- ④ 過半数以上の委員が、総合点を60点以上とした応募者の中で最高点のものを、選定するものとする。
- ⑤ 上記④以外の場合、選定しないものとする。
- ⑥ 上記④の場合であっても、同一の「審査内容」で過半数以上の委員が、評価点を「1」とした項目が1つでもあれば、選定しないものとする。

⑦ 評価

- 評価点数5 この提案は、かなり優れている
- 評価点数4 この提案は、優れている
- 評価点数3 この提案は、標準的である
- 評価点数2 この提案は、標準よりやや劣っている
- 評価点数1 この提案は、標準よりかなり劣っている

三重県聴覚障害者支援センター審査基準(採点表)

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
公の施設としての管理運営の適正性	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	1	2	3	4	5		
	施設の特性や業務内容を理解しているか	1	2	3	4	5		
	指定管理者としての意欲や熱意、責任が感じられるか	1	2	3	4	5		
県民(利用者)の平等な利用の確保	利用者が偏ることなく、公平な利用を確保しているか	1	2	3	4	5		

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (15)
安全かつ快適な施設管理の確保	利用者の安全の確保、事故防止が適切にされているか	1	2	3	4	5		
	施設等の破損箇所・不良箇所等の点検やその対応方針が明確か	1	2	3	4	5		
適切な運営管理の確保	緊急時等における対応方針など危機管理への対応は十分か	1	2	3	4	5		
	個人情報保護の体制は適正か	1	2	3	4	5		
	環境に配慮した管理運営や取り組みがなされているか	1	2	3	4	5		

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (45)
施設の効用の最大限発揮及び県民サービスの向上	提案された事業は、業務基準を満たし、かつ実現可能なものか	1	2	3	4	5		
	利用者を増やす具体的な取組が提案されているか	1	2	3	4	5		
	利用者の声を把握し、利用者サービス向上に繋げる積極的な姿勢が見られるか	1	2	3	4	5		
	広く県民に対する情報提供(広報等)や情報発信について具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の稼働率を高めるための具体的な提案がされているか	1	2	3	4	5		
	施設の効用を高めるための他機関や団体との連携が具体的に提案されているか	1	2	3	4	5		
	災害発生時における施設の役割と体制が提案されているか	1	2	3	4	5		
	施設の機能を活用した具体的な独自提案(自主事業)がされているか	1	2	3	4	5		
	達成目標は、適切に設定されているか	1	2	3	4	5		

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減を図るものであること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (10)
施設の管理にかかる経費の節減	具体的な経費節減の計画があり実行可能な内容か	1	2	3	4	5		
	事業を積極的に受託し、経費節減につなげているか	1	2	3	4	5		

5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政基盤を有していること

審査項目	審査内容	評価点					合計	配点ウエイト (20)
管理体制の確保	専門職員の確保など適切な組織体制、責任体制が確保されているか	1	2	3	4	5		
	職員の人材育成、研修計画は適切なものとなっているか	1	2	3	4	5		
経営能力	安定的な運営ができる経営的基盤となっているか	1	2	3	4	5		
	施設の管理運営にかかる実績があるか	1	2	3	4	5		

合計

三重県聴覚障害者支援センター事業計画要旨

申請者：一般社団法人三重県聴覚障害者協会

1. 三重県聴覚障害者支援センターの運営上の基本方針

三重県の障がい者保健福祉行政の基本方針である「みえ障がい者共生社会づくりプラン」では、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が基本理念として、掲げられています。

当協会は、その基本理念のもとに、センターは聴覚障害者が聞こえる人と同じように、日常生活や地域等で自立及び共生する社会生活が営めるよう、聴覚障害者の自由なコミュニケーションと情報発信、情報取得などを支援していく専門的かつ重要な使命を持った施設であることを深く意識し、次の運営方針のもとに、運営を行います。

(運営方針)

- (1) 聴覚障害の状態に応じた情報コミュニケーション支援とその環境整備
- (2) 相談支援事業、災害支援活動を通して、聴覚障害者が住み慣れた地域で安心して生活し、共生できる環境づくり
- (3) センターを利用する聴覚障害者や支援者、県民の視点に立った、業務品質の向上とコスト削減

2. 維持管理運営、事業実施に係る総合的な基本方針

センターの維持管理運営を行うにあたり、利用者の安全確保や環境に配慮しつつ、コスト削減に取り組みます。利用者の安全確保については、常時から危険箇所のチェックを行い、危機管理マニュアルの作成や担当者の配置等を行います。環境への配慮及びコスト削減については、職員が節電・節水に努め、グリーン商品を購入し、また定期的な点検や修繕による設備・機器の長寿化を図ります。

センターの事業運営にあたっては、主な利用者である聴覚障害者及び聴覚障害当事者団体等からの要望や意見を集約し、適切に運営及び事業に反映させるとともに、県民の平等かつ公平な利用の機会を確保します。また、事業実施にあたり、地域や専門機関等と連携を図り、幅広い視野を持って支援を行うとともに、更なる専門性の向上や職員の自己研鑽に努めます。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
施設利用者数	3, 200 人	3, 400 人	3, 600 人	3, 800 人	4, 000 人
情報発信数	48 回				

3. 達成目標及び事業の実施計画

(1) 字幕映像ライブラリー作品の制作・貸出事業

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
制作本数	24 本				
貸出本数	400 本				

(2) 手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者通訳介助員養成事業

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
手話通訳者現任研修	3回	3回	3回	3回	3回
要約筆記者現任研修	1回	1回	1回	1回	1回
盲ろう者介助員現任研修	2回	2回	2回	2回	2回
手話通訳者統一試験強化学習会	2回	2回	2回	2回	2回
全国統一要約筆記者認定試験強化学習会	一	2回	2回	2回	2回
健康管理学習会	1回	1回	1回	1回	1回
スキルアップ研修受講者数	300人	350人	400人	450人	500人

(3) 手話通訳者等・盲ろう者通訳介助員派遣事業

手話通訳者等及び盲ろう者介助員の登録や派遣等の事業を行い、三重県内の手話通訳者等派遣の要となるセンター的機能的を果たします。また、自主事業として、聴覚障害者と意思疎通を図る必要がある企業や団体からの手話通訳者等の派遣依頼や相談に応じます。

(4) 地域生活支援、各種相談事業、生活訓練事業

聴覚障害者のコミュニケーションや社会参加を支援するため、聴覚障害者が参加する行事や会議、研修会等に以下の情報機器の貸し出しを行います。また、聴覚障害者用の日常生活用具の展示紹介や、一部の機器については貸し出しを行います。各種相談事業の実施においては、相談員をセンターに配置し、相談に対応するとともに、高度かつ専門的な相談に対応する相談会を、定期的に開催します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
各種相談	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
生活訓練	年間7日	年間7日	年間7日	年間7日	年間7日

(5) 災害発生時における被災者支援に関する事業

被災聴覚障害者への安否確認や支援活動を行うため、平常時から県内市町や企業に災害に関する協定の締結を働きかけ、災害発生は市町からの要請に応じて、被災聴覚障害者への支援活動を行います。そのため、平常時から聴覚障害者災害支援サポートの登録を推進します。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
サポート登録	100人	100人	100人	100人	100人

(6) 地域活動の活性化

また、県内各地域で活動する聴覚障害者団体や支援団体等の、双方の交流や情報交換を促進するため、「センターまつり」行事を開催し、地域活動団体の活性化を図ります。また、全国や県内の聴覚障害等に関する情報を収集し、それを聴覚障害者団体または手話サークル等に提供し、地域活動団体の活性化を図ります。

4. 運営体制

職名	雇用形態	勤務形態	業務内容	資格
センター長	非常勤（1名）	週10時間	運営全般等	
副センター長	常勤（1名）	日勤	業務全般管理等	
派遣・養成担当	常勤（2名）	日勤	手話通訳者等及び 盲ろう者介助員の 派遣と養成	手話通訳者等及び 盲ろう者介助員の 資格
相談支援担当	非常勤（1名）	週4時間	相談支援	相談員
生活支援担当	非常勤（1名）	週15時間	生活・災害支援	

5. 収支計画

収入の部	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成27年度～31年度合計
指定管理料	28,911,000	29,133,000	29,133,000	29,133,000	29,133,000	145,443,000
自主事業料	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	17,000,000
収入合計	32,311,000	32,533,000	32,533,000	32,533,000	32,533,000	162,443,000
支出の部	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合計
人件費	14,798,000	14,920,000	14,920,000	14,920,000	14,920,000	74,478,000
管理費	3,050,000	3,050,000	3,050,000	3,050,000	3,050,000	15,250,000
事業費	14,463,000	14,563,000	14,563,000	14,563,000	14,563,000	72,715,000
支出合計	32,311,000	32,533,000	32,533,000	32,533,000	32,533,000	162,443,000

6. 法人の概要

当協会は昭和22年に結成され、平成3年に社団法人格を取得し、平成26年には三重県知事に一般社団法人の認可を受けた聴覚障害者の当事者団体です。以来60年にわたりて聴覚障害者の社会参加と福祉増進の推進に努めてまいりました。平成24年からは、三重県聴覚障害者支援センターの指定管理者として指定を受け、管理運営に努めてきました。

当協会独自事業としては、毎年「みみの日手話劇コンクール」「三重県聴覚障害者福祉大会」を開催するとともに、聴覚障害児・高齢聴覚障害者への支援事業、機関紙の発行事業、各種行事の開催（教育フォーラム、労働フォーラム、スポーツ大会、ろう者文化祭、学習会等）を行い、地域社会に対して、聴覚障害者への理解促進に努めています。

組織：理事15名（会長・副会長・常務理事・事務局・経理部・組織部・コミュニケーション対策部・文化事業部・社会福祉部・体育部・青年部・女性部・高齢部）監事2名

【所管事項説明】

21 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成26年6月3日～平成26年9月15日)
(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成26年6月12日
3 委員	委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名
4 質問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の第二期中期目標（案）について 2 公立大学法人三重県立看護大学の第一期中期目標期間終了時における検討について 3 公立大学法人三重県立看護大学の平成25年度の業務実績について
5 調査審議結果	第二期中期目標（案）および第一期中期目標期間終了時における検討について審議を行った。また、平成25年度の業務実績について、説明を行ったうえで質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成26年6月17日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 中村 真潮 他4名
4 質問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の規定について
5 調査審議結果	9名の医師の指定について審議し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年6月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 將之 他4名
4 質問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。（2件） 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。（2件）
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会医療法人部会
2 開催年月日	平成26年6月24日
3 委員	部会長 青木 重孝 委 員 田所 泰 他3名
4 諮問事項	医療法人設立及び解散について
5 調査審議結果	申請のあった医療法人の設立及び解散について、すべて承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成26年7月3日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委 員 谷ノ上 千賀子 他2名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成25年度の業務実績について
5 調査審議結果	平成25年度の業務実績について、説明を行ったうえで質疑応答を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成26年7月9日
3 委員	会 長 岡本 陽子 副会長 田口 鉄久 委 員 駒田 幹彦 他15名
4 諮問事項	子ども・子育て支援事業支援計画について
5 調査審議結果	1 計画の構成（案）について意見を聴き取った。 2 「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者、地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講じる措置」について県が取り組むべきことについて意見を聴き取った。 3 部会の設置の考え方について説明し了解を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成26年7月11日
3 委員	委員長 森 正夫 委 員 前原 澄子 他3名
4 質問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の第二期中期目標（案）・中期計画（案）について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成25年度決算にかかる財務諸表及び利益処分について 3 公立大学法人三重県立看護大学の平成25年度の業務実績の評価について
5 調査審議結果	第二期中期目標（案）・中期計画（案）について審議を行った。 平成25年度決算にかかる財務諸表及び利益処分について、説明を行つたうえで質疑応答を行つた。 また、平成25年度の業務実績にかかる評価を実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成26年7月16日
3 委員	委員長 他11名（試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開）
4 質問事項	1 第66回（平成26年度）三重県准看護師試験の実施について 2 平成26年度東海北陸ブロック准看護師試験問題作成方針について 3 准看護師の行政処分について
5 調査審議結果	平成26年度准看護師試験の実施概要および試験問題作成方針、准看護師に対する行政処分の進め方について説明し、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成26年7月17日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委 員 小林 篤 他2名
4 質問事項	1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成25年度の業務実績の評価について 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成25年度決算にかかる財務諸表について
5 調査審議結果	平成25年度の業務実績にかかる評価を実施した。また、平成25年度決算にかかる財務諸表についての意見を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年7月17日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 清水 将之 他2名
4 質問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。（2件） 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。（2件）
6 備考	

1 審議会等の名称	「新たな財政支援制度」懇話会
2 開催年月日	平成26年7月28日
3 委員	座長 内田 淳正 委員 青木 重孝 他15名
4 質問事項	医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度に基づく都道府県計画について
5 調査審議結果	新たな財政支援制度に基づく都道府県計画へ盛り込む事業案について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成26年7月29日
3 委員	委員長 井村 正勝 委 員 渥美 秀人 他18名
4 質問事項	1 「三重県民生委員定数条例」の制定について 2 「三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」の制定について 3 「三重県社会福祉審議会要綱」の改正について 4 子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けた取組について 5 障害者優先調達推進法に基づく平成25年度調達実績と平成26年度調達方針について 6 平成26年度 健康福祉部の主要事業（抜粋）について 7 健康福祉部所管の計画改定等の予定について
5 調査審議結果	上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会地域医療対策部会
2 開催年月日	平成26年7月29日
3 委員	部会長 伊藤 正明 委 員 高瀬 幸次郎 他8名
4 諮問事項	1 松阪市民病院及び岡波総合病院の地域医療支援病院の承認について 2 県立一志病院のへき地医療拠点病院の指定等について
5 調査審議結果	1 2件の地域医療支援病院について、承認することが適当と認める答申を受けた。 2 へき地医療拠点病院の指定について、手続きを進めることの了解を得た。また、既指定病院についても、その活動実績をふまえ、指定を見直していくことについて了解を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	平成26年8月4日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委 員 宮本 佳宥 他3名
4 諮問事項	養育里親等新規申込者の審査について
5 調査審議結果	すべての申込者について承認された。(12件)
6 備考	

1 審議会等の名称	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会
2 開催年月日	平成26年8月7日
3 委員	委員長 澤 宏紀 委 員 谷ノ上 千賀子 他2名
4 諮問事項	地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成25年度の業務実績の評価について
5 調査審議結果	平成25年度の業務実績にかかる評価を実施した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会健やか親子推進部会
2 開催年月日	平成26年8月7日
3 委員	部会長 庵原 俊昭 委員 二井 栄他12名
4 質問事項	1 「健やか親子いきいきプランみえ」次期計画の策定について 2 「健やか親子21(第2次)」について 3 「三重県子ども・少子化対策計画(仮称)」について 4 「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」(仮称)の構成と計画策定の考え方について
5 調査審議結果	1~3について説明を行ったうえで、4について審議を行い、計画の構成と計画策定の考え方について了承された。 基本理念については、委員からの意見をふまえ、次の部会で再提案することとなった。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県准看護師試験委員会
2 開催年月日	平成26年8月12日
3 委員	委員長 他10名(試験問題の作成に関わるため、委員氏名は非公開)
4 質問事項	1 三重県作成問題の検討 2 准看護師の行政処分の審議について
5 調査審議結果	三重県作成問題について決定した。また、行政処分の内容についての意見を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	平成26年8月19日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川正裕 他5名
4 質問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	12名の医師の指定について審議し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	平成26年8月21日
3 委員	部会長代理 清水 將之（村瀬 勝彦 部会長が欠席のため） 委 員 藤原 正範 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。（3件） 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。（1件）
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公立大学法人評価委員会
2 開催年月日	平成26年8月29日
3 委員	委員長 森 正夫 委 員 前原 澄子 他3名
4 諮問事項	1 公立大学法人三重県立看護大学の平成25年度の業務実績の評価について 2 公立大学法人三重県立看護大学の平成25年度決算にかかる財務諸表及び利益処分について
5 調査審議結果	平成25年度の業務実績にかかる評価を実施した。また、平成25年度決算にかかる財務諸表及び利益処分についての意見を決定した。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成26年9月2日
3 委員	会長 藤原 正範 会長代理 西口 裕 委 員 中野 喜美 他16名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審議内容の報告について 2 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況について 3 「子どもを虐待から守る条例」の年次報告について 4 「子ども・少子化対策計画（仮称）」の策定状況について 5 「次期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」の検討について
5 調査審議結果	1～4については報告を行った。 5については計画の考え方等について説明し、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：平成26年11月頃開催予定

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成26年9月4日
3 委員	部会長 中井 孝佳 委員 橋上 裕 他11名
4 質問事項	1 みえ歯と口腔の健康づくり年次報告（案）について 2 平成26年度三重県の歯科保健対策について
5 調査審議結果	1 年次報告案について説明し、意見交換を行った。 2 歯科保健対策について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県がん対策推進協議会
2 開催年月日	平成26年9月4日
3 委員	会長 内田 淳正 委員 濱田 正行 他12名
4 質問事項	1 三重県におけるがん医療提供体制の充実について 2 三重県地域がん登録事業運営部会の設置について
5 調査審議結果	1 がん医療提供体制の充実について説明し、意見交換を行った。 2 三重県地域がん登録事業運営部会の設置について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会
2 開催年月日	平成26年9月11日
3 委員	部会長 斎藤 洋一 委員 谷井 久志 他18名
4 質問事項	1 三重県の自殺対策について 2 各団体における取組について
5 調査審議結果	1 三重県の自殺対策について説明し、意見交換を行った。 2 各団体における取組について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議
2 開催年月日	平成26年9月11日
3 委員	会長 岡本 陽子 副会長 田口 鉄久 委員 駒田 幹彦 他13名
4 質問事項	子ども・子育て支援事業支援計画について
5 調査審議結果	1 区域の設定について審議を行った。 2 各年度における教育・保育の量の見込みについて意見交換を行った。 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容について意見交換を行った。 4 教育・保育情報の公表について意見交換を行った。 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町との連携について意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：平成26年11月頃開催予定

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
2 開催年月日	平成26年9月12日
3 委員	会長 馬岡 晋 会長代理 羽根 司人 委員 渥美 秀人 他12名
4 質問事項	1 第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画の進捗状況について 2 第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画の策定について 3 三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
5 調査審議結果	上記の事項について説明を行ったうえで、意見交換を行った。
6 備考	次回開催日：平成26年11月頃開催予定